

流山市市民参加条例第22回検討委員会会議録

日 時：平成23年1月15日(土)

午前10時から

場 所：市役所 303会議室

出席委員

梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、管原委員、
田口委員、内藤委員、野路委員

欠席委員

伊藤委員

傍聴者

1名

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

(1) 指摘後の修正について

(2) その他について

(事務局・高橋)

皆様おはようございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。ただいまから、流山市市民参加条例第22回検討委員会を開催いたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

今年初めての委員会ということになります。まずはおめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。

本日の現時点での出席状況ですが、欠席の連絡がありましたのはA委員。H委員は間もなく参加されると思いますが、現在出席者が8名、現時点での欠席者は2名ということで、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので会議は成立していることを報告いたします。

議題に入る前に、我々の任期は11月から延期されて今年の3月31日までとなっています。前回終わりのときにお話しした、提言書を提出した後のこの委員会の関わりについて、どのように事務局のほうで考えているかということで、説明をお願いします。

(兼子コミュニティ課長)

皆さん、お手元の「市民参加条例検討委員会 今後の予定」というところを御覧いただきたいと思います。まず委員会ですけれども今日本日1月改めまして、新年第1回ということで、よろしくお願ひします。それで提言書ほうの作成に携わっていただきまして、2月に提言書の提出をいただきます。3月でその提言書の条例へ盛り込む提言内容ということで、議会のほうへ報告いたします。

その後ですけれども、皆様から提出いただいた内容を検討しながら、条文の作成にあたります。ここは法規担当と協議しながら進めていく形をとります。これは23年4月～6月末ごろまで予定しております。その後、条例の案ができました段階で、委員の皆様、7月辺りになると思いますが、改めてそこに報告させていただきたいと思います。

それから議会報告ということとパブコメを実施しまして、その後に庁議決定ということで23年9月末日に決定しまして、そこでまた、委員

の皆様、そのパブコメの状況等を御報告申し上げたいと思います。一応11月の予定にしております。それで議会へ上程しまして、議会でいろいろ審議していただきながら24年4月に施行という状況で考えております。よろしく願いいたします。

(委員長)

委員会の報告が2回入っていますね。その報告というのは、何らここで討議ということはあるのですか。それはなくて、これは報告で……

(兼子コミュニティ課長)

実は概ね、ここで削除とか云々という形はできなくなるというふうには思っております。

(委員長)

前回お話ししたときに、この3月末が終わって4月以降のところ、パブコメをやったり市民への周知ということがあるのですけれども、ここについての、いわゆる市民参加条例、市民参加ということについては何か検討はされているのでしょうか。

(兼子コミュニティ課長)

まだここでの参加という、市民参加条例の施行ではありませんので、今の現行法の中のパブコメという形で、皆さんの御意見という形を伺いたいと思っております。

(D委員)

そうすると、議会を通過して可決されれば、「市民へ周知」というところは、え、議会上程されて、市民へ周知して、条例の施行、4月からということですか。この市民への周知というのは、「この条例が可決されましたよ、これから施行しますよ」というような、その周知みたいなものですか。

(兼子コミュニティ課長)

そうです。

(D委員)

その後の、施行された後のいろんな動きというのは、ここにつなげて動きをつくるわけで。その周知というのは、では例えば今Bさんがおっしゃったように、どういう形で考えているのか、まだそこまで具体的ではないですか。

(兼子コミュニティ課長)

ええ。あと、その後に上程、議決された後、例えばシンポジウムだとかそういう形のものですね、一応考えたいなと思っております。

(D委員)

ある意味ね、例えばこの委員会でいろんなことを考えて、それをちょっと提案するなんていうのも、まあ勝手にするのか、提案して受けとられるかどうかは別としても、そういうのは、今ここで「可能ですか」なんて聞いてもしようがないのだけれども。もしそういうことも考えられ得るのですよね。

(兼子課長)

ですね。はい。

(D委員)

反対にね、我々が直接その条文にその旨はタッチできないけれども、市民に周知のときに「こういうことをしたらどうか」なんていうのは言えるのではないのでしょうか、せっかくだからそういうのを。

(委員長)

これは今後の討議の進行とも絡むのですけれども、この提言書の内容について今回と次回にやって、今後の予定としてはここにありますように2月に提言書を提出と。2月も、2月7日と19日ということが予定

されています。できましたら19日に提言書の中身だけではなくて、提言書を生かしていただくために、やはりどういうことが必要だろうか。つまり提言書を市長に出すときに、これをできるだけきちんと出せるように、提言書以外のところで「この委員会はこのことを考えています」といったことをちょっと皆さんで話し合えればどうかと。

何を言いたいかといいますと、今お手元に佐倉の、実はこれは関谷先生が参加されて、自治基本条例を議会に上程しまして、それが否決されているのです。やはり今、PRといいますか、市民への周知のお話がありましたけれども。やはり「流山市はこういう素晴らしい市民参加条例をつくるのだ」という、あるいは「それを今こういう形で進めている」ということを、できるだけ広い人たちに知ってもらおうということも、来年の春の段階では必要になってくるのではないだろうか。

そういったことに対して我々が何かできるのか、あるいは市に対してどんなことをお願いするのか。そういったような議論の場も、これは事務局のほうから「それはこの委員会の役割ではありません」というような話が出てくるかもわかりませんが。そういうこともちょっと一度議論をしておきたい。これはもう事務局に相談せずに、私のほうから唐突な提案ですけれども。

そういったことも、その中で、この市民への告知、あるいはパブリックコメント、そういったものを最終回のときに話し合う時間が持てればいいなというふうに思っております。その是非についてはまた皆さんと議論して、皆さんがそういうことでやりたいということであれば、そういう時間を持つということで御理解をいただきたいと思えます。

(C 委員)

いいですか、4つあるのですけれどもね。1つは、提言書の提出のときには、市長さんが来られたときは懇談はできますね。いつも審議会ですと、市長さんとお話し合いをするのだけれども。そこら辺でちょっと言いたいことを言えばいいかなという。それが1つね。

それから2つ目。この委員会の3月の議会への報告、これは委員会やるのですか。これは委員会のスケジュールになっているけれども。これはどうなのかというのが2点目。

議会と意見交換会をするという話があったけれども、それがどうなっているかが3点目かな。そうすると5つになるのかな。

4つ目は、議会に12月に上程して、これは必ず通す意気込みでスケジュールを考えているのですね。要するに3月の延長されたら、このスケジュールでは狂うという前提があるのかないのか。

5点目になりますけれども、こちらで提案しているいろんな協働の推進委員会とかは、条例施行と同時にもう準備して立ち上げる心構えでいらっしゃるのかどうか。5点になってしまったけれども。

(委員長)

今のあれは、この委員会でのというよりは、事務局への質問という。

(C委員)

まず委員会の3月、委員会の議会報告するのかどうか、ちょっと確認したいですね。

(兼子コミュニティ課長)

まず23年3月議会報告というのは、これは市長が。

(C委員)

市長が。では委員会ではないのですね。

(兼子コミュニティ課長)

はい。それと、一番最初の市長との懇談ですが、これは極力というよりも、懇談のほうは設けたいと思います。時間はとりたいと思います。それから、この組み込みでは12月議会上程というのは、必ず12月ということで進めていきます。

あと最後に、今見て、提言の作成の中で、別の組織ですね、この作成については条例と同時にやはり設定していかなければならないということ考えています。

(D 委員)

条例施行後に設定していくといっても、だけれども職員のほうのほかの意見がありましたよね、プロジェクトチームを立ち上げなければいけないというので。それでこの前に兼子さんは、まず何やらそんなようなことを考えているか検討しているかしている、というようなお答えはしていたような。そういうものを発展させて、より具体的に……

(兼子コミュニティ課長)

そうですね。やはりこれは、もう少し提言の中も間もなく確立していくので、我々もいただきながら、その中でやはり盛り込んでいく部分があるわけですから。そこは施行後のね。

(D 委員)

必ずしも提言がそのまま受けとめられるとは限らないわけだから。だから組織までは……

(E 委員)

今の関連なのですけれども。先ほどCさんが言われた、これがもしこのとおり施行された、来年の4月ですか、施行されたといったときに、その後黙っていると、いつまでたっても動かないということもあり得るのではないかという心配も、ちょっと危惧があるわけですね。ということは、罰則規定が何もありませんから、まあそういう心の悪い方は市の職員にはおられないとは思いますが。まあ最悪のシナリオを考えたときに、黙っているといつまでたってもやらないということもあるので。

例えばこの23ページの「市民参加・協働推進の組織」というのがありますよね。ここかどこかに、まあどこでもいいのですけれども、例えば「1年以内に体制を整備しなければならない」みたいな納期をね、やはり。民間企業には必ず納期というのがあるのですよね。上司から指示される仕事には必ず「いつまでだよ」という納期が必ずついて来るので。まあそんなものは当たり前のことなのですが。そういう視点で考えると、これもやはり「条例施行後1年以内にすべての体制を整えなければなら

ない」みたいな文言をちょっと工夫して、そういう趣旨のことをこの条文の中に入れておく必要があるのではないかと。

(D 委員)

例えば条文に入れるというよりも、むしろ提言を出すときに添付みたいな形とかかがみ文みたいなもので、より趣旨を「実効性を担保すること」みたいな、かがみ文みたいな、委員会からちょっと出して、その中に「こういう組織についてはとにかく1年以内に」というふうに、そういうふうにしたほうが。ここに入れてしまうのはちょっと、まあ趣旨だからいいとはいえ、私は市長に対してのお約束みたいな形で、この言われたことみたいなものを、ポイントポイントを、この提言書と同時に同じような提言書みたいな形で出したほうがいいのではないですか。

(E 委員)

例えばね、市長が今度の4月に替わるということだってあり得るわけです、理屈的には。ですからそういうことだとか。それから皆さん方、ここにおられる御担当課の部長さん、若手なども、人事の異動もあるわけですね。そういうことを考えたときに、私はそのほうが穏当だとは思いますが、やはり誰がどういう部署にどうなるかが、誰が市長になるかが、お約束ごとではなくて、条例でピタッと、もうそうせざるを得ない、そういうふうに追い込むべきなのではなかろうかなとは思いますが、けれどもね。

(J 委員)

Eさんのおっしゃる趣旨も内容も、私もよく理解しているつもりだし。ただ、やり方としてはね、方法論としては、ちょっとやはり条例の中に入れてしまうというのは、そこまで可能かどうかということ、また実際に。追い込まなければいけませんから、条文の中に入れてという話になってしまうと。だからおっしゃるとおりその趣旨は、例えばこれは議会に上程して、議会がきちんとやはりそこで決定するわけですから、そこまでにきちんとこれはセットで入れると。

ですから条文に入れなくても、上程するときの提言書の中に、Dさん

が具体的におっしゃっておられたような形で提言の中に入れておいて、そのことを込みでもってこれはもうきちんと議会を通してもらうと。するとこれはある意味で、議会の責任もやはり一緒に担ってもらわないといけないのではないかと思うのですよね。そうなれば、おっしゃるとおり制定した後に実行しているのかいないのかという罰則規定は、なかなか見出しにくい部分というのも。

もう1つは、やはり議会のほうできちんとチェックさせるという方法があるのではないかと思いますから。やらなければ、それは議会のほうにも責任はあるよと。そんなような形でやっていくやり方が、今考えられる1つの方法ではないかなと思っているのですけれどもね。

(E 委員)

何か非常に短絡的というか単純な話なのだけれども、やはりそうなるとうごく僕は心配というか、そこまで考えなくてもいいよということではないけれども、老婆心ながら何かすごく最悪のシナリオが頭に浮かぶわけですよ。そうするとまたね、それを条例に書いていなければですね、そういうお約束ごとのことがセットでもし議会側が通ったとしてもね、そういうのは恐らく何かうやむやになってしまいそうですよね。そうすると、それをきちっと担保するものというのがないわけなので。「ちゃんと条例に書いてあるじゃないか」と言えば、一発で誰でもわかるわけですよ。

(D 委員)

でも悪いけれども、条例は、これは私たちの提言書だから、策定調整会議で条例になじまないものはどんどん弾かれるわけですから、そこで表に出てこないから。反対に、議会の報告のときにその時点で、提言書としてこういう中身と、もう1つ提言書が「委員会からこういう提言が出されています」と。この議会の報告のときに具体的に推進委員会とかこういう組織に関しては、1年以内ということ。

それと「こういう形で出されています」と議会に一度市長が報告してしまえば、もうそれはそこで公の報告になるわけですよ。だからそうしたほうが、この提言書に、この中に入ってしまったら、もう条文だか

らなじまないものはどんどん削除されるという、反対に。

(E 委員)

それは、ほかのことだってそうでしょう。ほかのことでも、自分たちが気にいらぬこと、だから佐倉が否決されてしまったのが、そういうのが全部市長の判断で採用するかしないかということが決まるということになったので、むしろ市民側は「通らなくて良かった」と言っているわけですよ。それで流山市は通ったよと、こう言っているわけですね、これは朝日新聞の別の記事があるのだけれども。そういうこともあり得るわけですから、あまりね、ほかのことだってみんな削られてしまうかもわからないわけですよ。

(委員長)

これと、今の意見につきましては、25 ページに雑則・附則があって、条例の見直しといった項目があるのですけれども。ここに条例のスタートということをちょっと入れておいて、そして他の事例とかいろいろな問題がありますので、関谷先生が来たときにこういったところに入れると。とにかく、今、E さんを始め皆さんも、とにかくきちんと進めたいと。それをどこかに担保する文章なりを入れたいということなので、そういったことで今後ここに1項目、今の内容を入れると。そしてそれはこの後の議論でちょっと話し合うということではいかがでしょうか。

(J 委員)

いずれにしても、E さんのおっしゃっている趣旨は私も十分理解していますので、担保させるということについては引き続きやはりこれがどういう内容の条例になっても、市民参加条例ができた以上は、引き続きやはり市民というものを含めて議会も、とにかくこのとおりにやってくれるかどうかということは常にやはり監視しなければいけないということ。そこでやはりきちんと見ていくということも、その思想というか意思というか、そういうものはどこかで表すというのはありますよ。

(E 委員)

僕も雑則・附則の中に1行つけ加えてもいいのかなと思いますけれどもね。

(C 委員)

いずれせよ、この委員会として文章で市長に対して意思表示をすることが大事であって、それが一番強いのは、今市長が求めている提言書の中に入れるのが一番、委員長がおっしゃっているようにね。だから附則とかそういうところでしっかり書き込んだほうが私はいいと思いますけれどもね。

(J 委員)

それを、だから議会に報告してもらおうということですね。市長のところどまりでも困りますし。

(D 委員)

そうなのですよ、議会にそれを含めて報告しなければ、でも「条文ですべてありますよ」では困るわけで。そこの部分をとり出して言ってもらわないと困るという部分があるので。まあ入れながら提言書にも出すというのも、ありかもしれない。こっちに入れておきながら、別の提言書でも、両方にね。市長には両方出して、こういうものの提言書は期日というものも来ているということを出さない限り、この中に埋もれてしまっただけではいけないというね。その辺は少し中身を見ながらちょっとまた、まあ附則というところもありということだから。

(E 委員)

先ほどあった、市長との提言書を渡すときに、ちょっと懇談の機会がもしあるとすれば、あるらしいから、そのときに今みたいなことをポイントでね、必ずそれをセットで議会に報告してもらわないと。「これを確実にやってください」という、強い私たちの意思を表現しないといけないと思うのですよ。

(D 委員)

でもそうすると議会がそれまた……

(E 委員)

でもさ、それはしようがないよ。

(J 委員)

ただね、今このことでちょっと少し余分な話になってしまいますけれども。そういうふうに我々が今すごく思っていることを、また逆の意味でね、冷静に今、日本の二元代表制の実態などを見ていると、むしろ市長が強すぎて、先ほどの佐倉の例がそうなのでしょうけれども、議会がやはりね…。だからそういうところは感情論でやるのではなくしてね、もう少しやはり議会がきちんとした、本当に市民の意見を反映したという、そういう前提のあり方というものについて攻めていけば、だからあまり市長一辺倒の話ではなくして、いや、市長に対してないがしろの話をしているのではないですよ。あくまでも均等感でいけば、そこは議会というもののチェック機能をきちんとしてもらおうと。そここのところをやはり重視すべきだと思っていますから。

(D 委員)

ちょうど選挙前ですからね、タイミング的にはいいのではないかと。議会に対しても。

(委員長)

いずれにしても、今のことを含めてできれば第4回目に我々の手が離れた後、4月以降のところと、そして今度は実はこの条例ができた後について、それはどのように市民の周知のことにするのか。そしてそれが実際に実行されて、参加しやすい流山ということになっていくのか。そこら辺についても、この条文をつくるだけではなくて、それに続いておきる状況についても、一度皆さんで話す場をつくっていきたいと思って、そういう形で進めたいと思います。

では今、1名の方が傍聴人として来られましたので、これを許可したいと思います。

では、本日の議題に入ります。前回に関谷先生から御指導を受けて修正した内容について、それぞれ発表したいと思いますが。これからのこの会の議論は、字句にこだわるというよりは、むしろこの条文の中に盛り込むべき内容で落ちているものはないかどうか。それから全体の整合性の中でちょっと違うものはないだろうか。そういった視点を中心にして、あと回数も限られていますので、議論を進めていきたいと思います。

では全体として、これは今日お手元に配られています資料につきましては、今までの内容と違うところについては下線を引いていくということですね。ですからこれを中心に話をしていきたいと思います。では中身のところ、この後で全体の流れを受けて前文、総則についての話をしたいと思いますが。この中身の、行政への市民参加、コミュニティへの市民参加。議会というのは、これは今回は変更のあれば、前回のとおりでということによろしいですね。そして、市民参加・協働推進のための環境づくり、市民参加・協働推進のための組織というところがありますが、Aさんは今日欠席されていますので、市民参加・協働推進のための環境づくりというところは、次回に回しまして。今から、行政への市民参加、コミュニティへの市民参加、市民参加・協働推進のための組織について、変更部分についての説明を進めたいと思います。ということによろしいですか。では行政への市民参加というところでお願いします。

(D 委員)

まず5ページ「参加推進のしくみ」のところ、ここで前回、行政がいろいろ評価しているのではないのか、その指標があるのではないのか、というところとかをちょっと話し合った結果、ここの下線のところで、市民参加・協働推進委員会がうまく市民参加が図られているかどうかというのをチェックするような、その部分がきちっと機能できるようなシステムを構築することが必要ということで。その中で、行政が実際に今行っている行政評価、施策評価と事務事業評価というのをやっているのですけれども、その中に参加・協働みたいなものも指標もあるので、その辺をうまく組み合わせれば、そこにきちっと、実施計画だけではなくて、その部分のところも全部事業を網羅できるのではないかと

ころがありますので。ここはもうアバウト的に、行政が実施している行政評価と連動させ、以下のシステムを構築すると。

それでそのシステムというのは、ほぼ割かし具体的に書いて、その「ア」の中で、その下線のところではやはり、「実施計画のそれぞれの事業ごとに、各担当部署は市民参加の時期と複数の効果的な方法を明記した「実施計画」、実施計画の中でちゃんとそれぞれの事業について、参加をどうするかということを考えなければいけないよということが書いてあるのですけれども。そのときに実際には、行政の事務事業マネジメントシートというのがあって、そこに評価指標というのが、協働とか、公益性とかいろいろあるわけですから、その個別評価というのがあるのだから。その中で、しっかりと行政が評価したのも見ながら、市民参加のチェックをしていくよということを入れていけば、あまり「100もあるから大変だ」と言われた部分のところではなくて、現実に行っている流れの中で、こっちのほうも、マネジメントシートも私はやはりちょっと改革してほしいと思うのだけれども、その辺の行政の流れの中にもうまく入り込めるのではないかなということ、ここも「事務事業マネジメントシートの評価指標等と連動させる」というふうにひとこと入れておきました。

これは実を言うと、事務事業マネジメントシートしか公開されていないので、施策評価のほうは全然公開されていない、どういうふうになっているのかわからないのですね。だからここで「事務事業マネジメントシート」と書いてしまったら、それだけになってしまうかなという恐れも実はあるので。その辺をちょっと兼子さんにお聞きしたいのですが。まあ事務事業マネジメントシートは、こういうのが具体的にすごくいいなと思ったのですけれども。施策評価については、現実こういう評価表みたいなものが、個別評価みたいな形で出てくるのですか。

(兼子コミュニティ課長)

施策評価のほうは、確かにちょっとまだわかりづらい部分が出ていないので。これにまた公表という形の部分で、企画ともまた連動しなくてはいけないことになりますね。今言っているのは、これで限定してしまうということではないと思うのですよ。この部分では、公開とい

う形でも進めてられているわけですから。

(D 委員)

「シート等」にしておけばいいのかな。

(J 委員)

仕分けのときに使っているものがありましたよね。あれは施策評価ではなかったですか。あれはオープンにしていますよね。あれだったらどうでしょうね。あれはやはり別の切り口でつくっているのですか。

(D 委員)

だから何本かあるわけですよ、その流れを全部したいから、これだけに限定するとまたちょっと足りないかなと思ったのですよ。「マネジメントシート等」にしておこうか。そうしておけば、大体包含できるかなというふうに。だから見えないものも結構あるので、「シート等」ぐらいにしておこうね。

(倉田市民生活部長)

いろんな指標とか、アンケートでやった指標だとか、そういう、それに対して効果はどのように。

(D 委員)

マネジメントシートでいいのかな。兼子さん、どうなのでしょうね。そういうものも包含したいと思う。だから「マネジメントシート等」にまた直してください、すみません。「その折に行政の事務事業マネジメントシート等の評価指標等」、等等でちょっといやらしいね。もうちょっと、だからそれもあったので、私はここであれを入れたのだと思うのだけれども。

(委員長)

でもやはり「等」を置くとすると、マネジメントシートも、それからシートだけではなくてほかの評価指標も含めて、両方「等等」とかぶる

より、後ろのものだけ生かすのでいいのではないかと思うのですけれども。

(D 委員)

行政評価に関するシート。

(J 委員)

いや、「評価指標等」と入っているから、それはマネジメントシートだけではなくして、ほかの評価指標も含まれますよと委員長が言われたのと同じことではないですか。

(D 委員)

いやいや、そのマネジメントシートの中のこの評価指標というのを、私は意味したつもりだったのだけれども。そうしたらもう評価指標というのは抜いてしまって、「その折に行政のマネジメントシート等と連動させる」でいいかもしれない。そのほうがいいね。そのほうが大きくとらえる、それでいい。では言いますね、「その折に行政のマネジメントシート等と連動させる」。だから「の評価指標等」を取って。「事務事業」はないです。

そうすると、また上に戻りますが「行政が実施している行政評価」と言って「施策評価、事務事業評価」と書いてあるのだけれども。それは先ほどおっしゃった仕分けのときの評価も、この中に入りますか。入りますね、わかりました。ではそれでよろしいでしょうか、こういうことでちょっと具体性を持たせて。

その次に9ページ。ここは政策提案制度で提案審査会ということが、公開をしようということの中で、ちょっと2つに分かれたのですけれども。プレゼンテーションが入っていなかったのですね、提案者が公開するとき。公開の場でプレゼンテーションをするというのがなかったので、これは具体的に入れておいたほうがいいのではないかということで、これを入れました。

それともう1つ、要するに提案から審査まで公開したほうがいいのではないかというところの部分は、それは後ろのほうの23ページ「市民

参加・協働推進の組織」の中で、ごめんなさい、24ページの（イ）のところで「提案された内容及び審査については原則公開とする」というふうに「原則」と入れました。何でもかんでもというより、原則公開するとしておけばいいかなと思って。ということの、この前に議論をした2点か3点くらいは、そんなところで修正しました。

（委員長）

ありがとうございました。では行政への市民参加について、説明は以上ですね。では続きましてコミュニティへの市民参加について。

（C委員）

これは先生からご指摘、ご意見あったところのタイトルを、「地域の」をつけたのが1つですね。それからあとはご指摘はなかったのですが、少し具体性を入れるとかちょっと個人的というか、まあ部会にも諮りましたけれども。あとちょっと応答関係とか言葉がたりないなと思ったところがあったので、いくつか追加しています。それが15ページの上の（カ）のところで、「民主的で透明性のある運営」とあるのですが、ここもちょっと、内部の意見交換、応答関係を確保しという、開かれた組織とするというのが1つですね。

15ページの下、「(仕組み)づくり」と書いてあるのですが、ちょっと何か具体的に書いたほうがいいかなと思って、そこに提案制度ということを入れました。

16ページ、第三者機関という、これが具体性がないというような意見が前に出たような気がしたので、ここを今、全市コミュニティ推進委員会というのがあるので、そのことを入れました。以上です。

（D委員）

質問いいですか。今おっしゃった「既存の全市コミュニティ推進委員会の評価を得ることに務める」というのは、ちょっとこれは。チェック機関、まあ代替で評価なのだけれども。それは、まあ行政の場合はチェック機関というのは必要なだけれども、コミュニティの場合は例えば、それもまして全市コミュニティ推進委員会がどういう機能を果たし

ているかというのも、ここで書いてみますか。

(C 委員)

そうするとね、ここでやっている以前、自己評価だけではなくて、ほかの評価も受けたほうがいいですよという趣旨で書いているのですよね。

(D 委員)

それはもう第三者だからね。

(C 委員)

そのために相互評価とか、第三者機関と書いたのも、第三者機関を補足する意味で。

(D 委員)

それは意味はわかるのですけれども、ここはちょっと。ちょっと例えばというのは、ちょっといきなりこれが唐突に出てきてしまって。この中にね、例えばこういう委員会をつくってこういう機能を果たしますよという委員会であれば、ここから関連性があるけれども。もう全くこれはそっちのほうの外の既存の部分で、Cさんは情報に関わっているからわかるかもしれないけれども、ちょっとわかりづらいから。結果ね、そのコミュニティにまあそういうふうにしましょう、ということはあるかかもしれないけれども。ここの中に入れられると、ちょっと唐突すぎるような気がするのですが。むしろ私は、入れなくてもいいのではないか、第三者というのは。

(C 委員)

第三者機関では具体性がないという。

(D 委員)

でもつくればいいのですよ、それはまたコミュニティの中でね。それで例えば住民がそういう第三者的な機関をつくるというのだってあり得

るわけではないですか、既存のものではなくて。そのコミュニティの住民がそういう第三者機関をつくりましょうだってあり得るわけだから。例示はちょっとなじみにくいかなと、私はちょっとそういう気がしたのですが。

(委員長)

Dさんは、この全市コミュニティを入れるという部分ではなくて、ここに具体的なものを入れるとミスリードという可能性もあると。

(D 委員)

両方です。その全市コミュニティというのがよくわからないということと。それから、そこまで具体性を持たなくても、今後いろいろと住民たちが考えられることがあるわけだから、そこはもう第三者機関、難しいのではないかと書いてあったのですよね。そのイメージができなかったわけです、第三者機関という評価機関そのものに対するイメージがないわけだから。それはむしろそういうふうに投げかけておいて、それはどういうふうにすればいいのだろうと考えればいい話だから。両方の意味で、ちょっと要らないのではないかなという。

(委員長)

この件ではほかの方、何かご意見があれば。

(E 委員)

実際私もいろいろ、NPOをやったり自治会をやったりコミュニティ活動もやっていますけれども。自己評価は結構しますよね、反省ね、振り返りとかしますけれども。なかなか第三者機関にお願いしてそういうことを委託という発想は、まず非常に少ないわけですよね、弱いですね。もしそういうことがあったとしても、それを受けてくれる第三者機関というのはどこにあるのか、そういうのが私は知らないのだけれども。

何かそうなってくるとあまり必要性が、この分野について、このことについては必要性がないのではないかな、みたいな。理屈上は非常に必要かもしれないけれどもね、いい方は悪いけれど、自分たちの独断と偏

見でやってしまえるのだということを歯止めするために、第三者機関の評価ということはいいのだけれども。何かちょっとやはり、任意で、特にボランティア活動なんていうのはそうかもしれないけれども、任意で、ある意味で自治会の役員さんなんていうとみんなボランティアですからね。それを、あまりこういうことで何か縛るといふのはいかがなものかなど。

(C 委員)

あまり縛るつもりはないのだけれども、活動をより……

(E 委員)

Cさんの言っている意味はよくわかるのだけれども、現実問題やっている本人たちにするとね、何かそういうことで活動が縛られて萎縮してしまう、みたいなことにもなりかねないのかなど。私もいろいろやってみていて、あまり必要性を感じないのですけれどもね。

(委員長)

Eさんは、これは第三者機関の評価を得るということ、これはカットしていいのではないかと。

(E 委員)

はい、そうです。

(D 委員)

私も、どちらかというところのほうですけれども、ちょっと遠慮しました、先ほどは。

(J 委員)

いろんな意味でね、コミュニティということについての市民参加という、幅広く考えていったときに、評価されるということはある意味での自信につながるとかそういう思いがあるのでしょうかけれども。もう少しミニマムに考えて、もう具体的に今Eさんがおっしゃっているけれども、

自治会というものを例えにとると、それに対するコミュニティということでの市民参加をこの条例によってさらにまた推進したいという意味があるのであれば、まあ自治会単位で考えているとあまり第三者的評価というのは、逆にじやまな場合があるのですね。

というのは、本当にボランティアの自治会そのものの中で、またさらに第三者に批判される、評価されるということがいいことなのかというのはわからないですね。まず一番まともにきているのは、自分たちの自治会の中で自分が受け入れられているかどうかということは、例えば役員をやっている実感からいけばですよ、そのことだっておぼつかないのに。さらに第三者と言われてしまうと、もうやる気がないよというふうには、逆に少ししりぞかれるというか、逆の際にいく危険性があるかなと思いますけれどもね。ちょっと細かい話で申しわけなかったですけども。

(E 委員)

僕は今のJさんのをもうちょっと補足すると、やはり自治会はまあ第三者と言えるかどうかわからないけれども、総会という機能があるわけですよ。これで相当チェックされるわけですね。ですから執行部を第一次、第二次機関とすれば、第三者機関は一般会員のチェックが入る総会と。そこで評価されるわけですから。それでかなり訂正される、評価されることに、理屈は合っているのではないかなと思うのですね。だからあえてさらにまた第三者機関にお願いしてうちの自治会の活動を評価してもらおうというようなね、ちょっと今、内部的な気持ちから言っても、ちょっとそぐわないかなと。

(C 委員)

ここは批判だけの意味で評価されるつもりではなくて、良さを見出してもらおうとかそういうことも含めて評価をして、よりよくしようという考えでやっていますから。

(D 委員)

でもそれは自治会というよりもうちょっと広い意味でも考えたときに

も、私は、それはその地域住民の評価であっていいわけで、地域住民でその第三者機関、それは第三者機関的になり得るわけではないですか、もしそういうふうにつくろうとすれば。だからある意味ではここまで書き込まなくてもいいのかな、第三者評価というよりも、そういうふうになるわけで、住民自体がそういうふうになっていくから。まあ第三者評価までここまでかっちりと書き込まなくてもいいかなと、ちょっと思ったのですけれども、ちょっと遠慮したのですけれども。

(J 委員)

Cさんが意図する部分は、おっしゃるとおり評価ということであれば、批判ではなくて評価ということであれば、この地域まちづくり協議会というのをつくることのできるということに入っていますから。この機関が現実にあると、これは別に第三者的な評価を受ける受けないというより、自然とその協議会の中でもってその自治会というのが例えばあるわけですから。その中でおのずから見比べることができるでしょうし。

(C 委員)

コミュニティの単位はいろいろ、自治会から、まあ今度もしできる規定でつくればね、コミュニティでは大きなところがあるわけだから、その場合も、ある小学校区のコミュニティ組織が別の小学校区といろいろ話し合いをして、評価というから、一応そういう評価をしてもらうということも私は必要かなという考えですね。

(J 委員)

それは、協議会同士という話ですか。でも協議会に対しては、それはまた別のところで全市コミュニティ推進委員会がそのことを見ていくという、1つのまた違うつくりがあるのではないですか。

(C 委員)

だからそれも第三者機関ということにちょっと入れたのですけれどもね。

(J 委員)

でもそこまで条文の中に入れなくてもいいのではないか、というのが私の意見ですけれどもね。

(D 委員)

そこはね、そちらのほうの位置づけみたいなものがあるわけだから、ここでそれをイメージされてもちょっと通じてこないですよ、こちらのほうの人間にとっては。

(C 委員)

評価を考えたときに、自己評価だけでは不十分ですよということは言いたいわけですよ、当然ね。

(E 委員)

理屈はそうなのですよ。そこはわかるのだけれども、現実問題ね、人の気持ちとか、携わっている人の側からしても、自治会の人やNPOの人の気持ちとかということも考えると、現実問題ね、ここまで言ってしまっているのかなという。

評価は、いい面の評価もあるよというお話なのですよ。例えばうちなんかの場合には、NHKを始め、総合テレビを始め読売新聞とか筑紫哲也の何とかニュースとか、内閣府発行の高齢社会白書とかね、それでほめられていますよね、それも1つの社会評価かなというように思うのね。だからあまり意識しなくても、いいこと悪いこと含めて、社会から必ず何かの形で評価は受けるのですよ。だからあまりあえてここで言わなくてもいいのではないかなと。言う必要がどうかと。

(C 委員)

でも、待っているよりはちゃんと書いておいたほうがいいかなと。

(D 委員)

まずこの組織をつくることが大変な形ではないですか、本来なら。地域コミュニティというような形のものにつくり上げていく、醸成してい

くことが先なので、やはりその辺を大事にしていって。醸成できてしばらく熟成できれば、まあそういうやり方もあるのだけれども。まずはここは、地域コミュニティの醸成のほうに力を入れたほうが私はいいのではないかと思うのですけれどもね、ワンステップとして。

(C 委員)

そうなのだけれども、発展させていく考えは。

(I 委員)

第三者機関というふうな組織っぽくなっているから、あれなのではないですか。第三者機関というと、何かその評価するものをつくるようなイメージとか。第三者の評価とか意見をとり入れてよりよいものにしていく、というような趣旨なのかなと。

(C 委員)

ああ、「機関」があればから、ちょっと。

(I 委員)

何か組織的に、しっかりチェックシートをつけて評価するというような、機関だとイメージなので。

(D 委員)

では、例えばおっしゃったように第三者の評価も積極的に受けていくとか、そういう形にしておいたら。

(H 委員)

「チェック機関」となると結構柔らかいニュアンスが。

(D 委員)

いやいや、それはもうガチガチです、機関というね。だから第三者の評価を積極的に。自己評価だけではなく、第三者の評価もとり入れていくという。

(E 委員)

第三者の意見も積極的にとり入れるとかね、そういうニュアンスだね。

(I 委員)

そうだと、自治体を運営していて、市の職員の人アドバイスを受け入れるとかも、同じような内容に。

(C 委員)

「機関」と「例えば」を取って、「第三者の評価も積極的に」。

(D 委員)

それでね、「他の組織との相互評価」とか、ここまで書き込まなくても、ギリギリ書き込み過ぎているかなという気が私はするのですけれどもね。

(C 委員)

では、相互評価を第三者のに入れてしまいますか。

(D 委員)

そこで一緒にしてしまっって、ここら辺りはもう醸成されながらやっていくという、それはお互いにフィードバックしながらするのだけでも。

(C 委員)

相互評価も第三者の評価にまとめてしまっって、それで積極的にとり入れると。そういう文言にしましょう。

(E 委員)

ちょっと協働で1つあるので、いいですか。書いていないのですが、アンダーラインは入っていないのですが。18ページの(エ)「審査関係」

ですけれども。ここもDさんの言われたように、「提案者は公開によってプレゼンテーションを行う」というのがあったほうがいいという意見がありました。だからやはり公開で審査をしたり採決をしたりというね、ここに公開ということを入れたいので。例えば「提案者は公開によるプレゼンテーションを行い」と。「公開で、提案の審査、採決、及び異議申し立てについての再審査を行う」というようなことを。提案者の公開プレゼンと、公開による審査というこの2つをこの中に織り込みたいなということが1つです。

(D 委員)

Eさん、1ついいですか。後ろの「8 市民参加・協働推進の組織」の中で、24ページ(3)で、政策提案制度と協働提案制度を審査するのは提案審査会というふうに位置づけているから、協働提案審査会ではなくて提案審査会なのですよ、これは。「協働」を取る、はい。

(E 委員)

結構ですよ。それからちょっと重大問題で、これは市民の方からも職員の方からも両方出ているのですが。この間もちょっと議論したけれども、「協働」というのはどうも、関係者はわかっているし。それから最近は芸能界などでもテレビなどを見ていると、コラボとかね、例えば津軽三味線と何とかのコラボとか。そういうコラボという言葉で、協働を表現していることがどんどん出てきているから、かなり一般化はしてきているとは思いのだけれども。どうも協働というのがよくわからないということなので、ちょっとそこでこんなことを考えましたけれども。参考までに。

先生もチラッと行ったけれども、ここで新しいネーミングを考えるとというのは、今言った、わかりづらいということ解消までいかなくとも緩和しようかな、ということが1つ。それからもう1つは、先生がすごく大事だと言っている協議とか話し合いとか対話とかね、こういうニュアンスを中に入れ込みたいなという、2つの私なりに必要性を感じてちょっと考えたのですが。

一人で考えてもろくなアイデアが浮かばないので、皆でワーワーやっ

ているうちにいい案が出てくるのかなと思って、ひとつ叩き台として新しいネーミングの案ということで。1つ目は「協議型」、要するに「協議」という言葉を頭にくっつけて「協議型」とか「協議する協働」とかということで行く。

2番目は話し合うという意味で「話し合い型」とか「話し合う協働」とか「話し合って協働」とかという、協議を「話し合う」という言葉にする。

もう1つは「対話」という言葉があるので、「対話型協働」とか「対話する協働」、ということなのですが。

いずれにしても協働という言葉自体がわかりづらいと言っているのに、またここで「協議型協働」なんていうと余計わからなくなってしまうみたいなのがある。この4番と5番はちょっと別の形で、「協議して、助け合い」(協働)、「話し合い、助け合い」(協働)、「話し合って、助け合い」(協働)とかね。「協議して、助け合う活動」(協働)、「話し合い、助け合う活動」(協働)、「話し合って、助け合う活動」(協働)みたいな。ちょっと違う視点で言うところのこんな言い方もあるのかなということで、一応考えてみたのですが、ぜひ皆様方にアイデアを出していただけたらいいなと思って。

何か「協働」という名前は、たしかに僕たちは平気で使っているけれども、どうもうちの利用者の女性陣に聞いても、「何かよくわからない」みたいな話なので。ちょっと考える必要があるのかなと。

(D 委員)

助け合いというと、非常に個々人の困った人を助けましょうというイメージがやはり出てくるのが、助け合いネットってあるではないですか。

(E 委員)

あるけれども、助け合いというのはここでは協働だから。

(D 委員)

だけれども協働だからと言われても、やはり言葉としてわかりやすい

ようだけれども、実を言うと惑わす言葉なのですよね。だからもう私はやはり「協議」とか「協議型協働」ということで、ここで、後でここで、もう、この中でずっとわかってもらおうというふうにして定義づけることのほうが大事で。わかりやすい言葉は実を言うと、それぞれがおののの持っている定義が反対に違うのですよね。わかりやすければ、それなりに自分自身の解釈、イメージを持っているものだから。わかりやすければ、わかりやすいほど。

(E 委員)

助け合うことを勝手に解釈するというね。ということもあると。

(D 委員)

そういうことがあるから、私はもう「協議型」とか「協議する協働」でいいのかなと、反対に。まくらことばを添えてつけるのでいいのかな、とは思いますがね。

(委員長)

今、Eさんからこの協働についての定義がありましたけれども。流れの中でちょっと今日のあれとは違うのですが、でも大事なこの協働という言葉の問題なので、ちょっとここでこれのことについて時間をとって、皆さんの意見をどんどん出したいな、やりたいと思います。

(I 委員)

これは部会のおきもこの話をしてたけれども、結局「協働」になったのですよね。なかなかいいものは。先ほどの「コラボ」という言い方はわかりやすくいい気もするけれども、ちょっと軽いイメージがあるから。

(D 委員)

「コラボ」と言ったらやはり、そんなに簡単に、ほら「あなたと私でコラボしましょう」というふうな、組織みたいなものが抜けてしまう場合があるのですよ。そんなに話し合いなんかしなくても、とにかく盛り

上がりでやっつけてしまおうよというのもコラボであったり、いろんなコラボというのがあるから。

やはりあまりそういう世間に流布しているような言葉を使うことは、わかっているようでそれぞれが、やはり先ほども言ったけれども個々人のイメージがあるから、そこで考えてしまうという。だからちょっと危うい話になるのかなと。

(E 委員)

協働を英語で言うとコラボレーションになるのだけど、そこからコラボと言っているのだろうけれどもね。だから同じ言葉で同義語なのだけれども、だけれども実際は受けとり方によって違ってくると。イメージが違うという。

(I 委員)

これはどちらかというところ、腰を据えてしっかりお互いやりましょうみたいなイメージがあるので。

(D 委員)

どちらかというところ、今、協働が言われているのは、行政と市民団体が協働する場合に、やはりうまくいかないというところ、その辺の問題をきちんと位置づけようというのが関谷先生がすごくおっしゃっているわけですよね。そうしたときに、やはり助け合いになると個々人の助け合いで、行政の組織と市民団体の組織の、まあ精神は助け合いなのだけれども。

(E 委員)

結局、団体同士の助け合いということがあるからね。NPO同士の助け合い。

(D 委員)

でも普通は助け合いというのは、困っている人をお助けしようというふうな、お互いに助け、助けられるような。

(E 委員)

それはあなたの感覚もあるのだけれども。

(D 委員)

いや、私の感覚だけれども、一般的にもそうなのですよ。

(E 委員)

僕はもっと広い意味でね、助け合いというのはいろんな形の助け合いがあるのではないかなと。

(D 委員)

すみません、これは私の感覚でしか言いようがないので、そうなりませぬけれども。

(E 委員)

例えばユネスコとかああいうのだって、大きな意味での助け合いという活動であって。そういうふうになれば、僕は助け合いという言葉でも何か補える部分があるのかなと。すべてではないけれどもね。

(H 委員)

質問いいですか。この協働というのを変えると、17ページの6の最初の協働のところが変わるということですか。この全部に入っている協働を、全部を変える。

(E 委員)

ここに入っている協働という言葉全部変える。だから難しいのだよね。

(C 委員)

これは目的は、要するに従来の定義の協働ではピンとこないから、流山市のこの市民参加条例における協働は新しい言葉で表現したい、というのが根本にあるのですね。

(E 委員)

いや、根本にしたいというのは、わかりづらいと。協働というのは、よく読んでいけばわかるのでしょけれども、では協働をやりましようよとか、協働という言葉がどうも飛び交っているけれども、もうちょっとわかりやすいというふうな表現はないだろうかというのが、市民の方々の意見にもあり、職員からも出ているわけです。

(C 委員)

それって、これは定義の問題がひとつ絡んでくるのですけれども、定義をしっかりと書くことによってこの流山市の協働はこうですよという説明では、不十分という考えですね。

(E 委員)

だからそういうものを読む前にね、協働という言葉だけであるイメージができる、というようなことが何かできないかということもあると思う。「協働」は普通に難しいわけですよ。

(C 委員)

定義を見ないでいきなりこちらを見る人もいるから、恐らく。だからそこできちんとした自分たちに合った新しい協働という言葉をつくり出すというのは、私もそのほうがいいかなとは思っています。

(E 委員)

例えば広報に、市民参加とか、協働がどうのこうのという言葉が出るではないですか。そのときに一々「協働とは」みたいな、あるいは「協働とは」と書くかもしれないけれども、その後も毎回「協働とは」というので付せんをつけるみたいなことにはならないと思うのですよね。そのときに初めて見た人が、協働というのは、まあ段々そう慣れてくるのだけれども、何かもうちょっとわかりやすい言葉はないのかなというのが、皆の意見だと思うのですよ。私はね、協働というのはよくわかっているのだけれども。

(C 委員)

だからどの言葉を使っても、定義はしっかり書かなければいけないのではないかなと思いますけれどもね。

(E 委員)

もちろんそうですけれども。

(D 委員)

それとね、Eさんの提案は、そういうふうなわかりにくいからということがあったのですけれども。関谷先生のご指摘のところでは、先ほどCさんが言われたように、いわゆる協働がどうしても下請け的な協働として使われやすい、行政用語だとどうしても下請け的に手あかにまみれているとか、そういうのがあるから。市民自治に基づいたというそういうふうな、流山の協働はこうだよということをちゃんと伝えていきたいというその趣旨も込めて、だから「協議する協働」とか「協議型協働」というふうに関谷先生はおっしゃったのですけれども。

(E 委員)

この新しいネーミングを考えた必要性に、それは入っているわけですよ。まずわかりづらいという意味と、それから話し合い・協議みたいな、そういう概念を入りたいと。だからそれを解消する言葉はないかなと。

(C 委員)

4と5みたいに長い言葉で広げてしまうと、後ろのほうは全部それで置き換えてしまうわけでしょう。だからやはり、例えば「協議型協働」とか短いほうがいいね。もし変えるのならね。

(E 委員)

僕はある人に何人かに聞いたら、「協議型協働」なんてもっと難しいって。

(C 委員)

それはしっかり定義を書かなくては。

(J 委員)

これはやはりあれですね、せっかく E さんがそういうふうにかみ砕いて、新しい理解というのですか、せっかくつくるのだからもっと広く一瞬にしてわかるようなという意味を含めた提案だと思って、先ほどから一生懸命聞いていたのですけれども。私もそういう気持ちで動くのですけれども、やはり自分自身が年を食っている立場の気持ちで言いますと、やはり「話し合い、助け合う」という言葉を使われると、ではそれなのだと定義づけてしまうと、それだけに定義づけてしまうと、やはり「助け合う」といのは若干 D さんが言われるような違った方向の感覚でね、ああそういうことなのかというふうに、そういう活動なのかというふうに、それだけのためなのかというふうに、逆にね。個人個人の思いの中でもって自分の世界に、この言葉からくる、入りやすい言葉からくる世界に入ってしまうというのが、若干趣旨としてせっかく新しい条例をつくることの意味に、むしろ狭い世界をつくってしまうのではないかなど。

(E 委員)

まあ助け合いという言葉がいいかどうかは、確かにおっしゃるところはあるのですけれども。この協働の中には、やはり助け合いの要素みたいなものがいっぱい入っているわけですよ。まず、強いところは出し合って、お互いにいいところを出し合いましょうと。短所はお互いにカバーし合って、補い合いましょうと。ということは助け合わなくてはだめなのだね、お互いに。サポートし合わないといけないことなので、そういう概念がこの協働の精神に入っているわけですよ。ですから、それは助け合いという言葉かどうかは別として、そういう精神は入ってはいると思いますね。

(J 委員)

そこはよくわかりますよ。そういうレベルでの意味での、強い人が強

いものを、きちんと弱い人を補完し合うと。弱い人はそこでもってまた強い人の長所をまた習っていくと。そのレベル感というものはよくわかるのですけれども。そこに行き着く前でのほう、もう全く違うところでの弱者というものだけを助け合うというふうに、狭い世界にとられはしないかなと、言葉が持つ意味がですよ。そういう意味でちょっと、せっかく出されたところが、まあ市民全域に考えたときにね、年齢層は幅広く考えたときに、意味合いとしてはわかりやすい言葉なのだけれども、逆に懸念される狭い分野も惹起してしまうのではないかと。であればまた元に帰って、協働という確かになじみにくい、それから、行政主導型という。行政が持つ言葉の意味が強いよということ自体も、これもある意味では市民の中でも意識層としてはかなりハイのほうですよ。失礼な言い方だけれども、日常でそんな言葉を使い慣れていない人というのは、全く目新しく、協働とは何だというふうに、そこから入るのではないかと思うのですよ。だからそのときにおっしゃられたような定義という形で、一言で表してしまうような定義なのか、あるいはさらにまたそれが口コミでもっていろんな形で流していく中でもって、Eさんがおっしゃられているようなまたそういうのが大切だとか、そういうものがどんどん市政に歩み寄ってくれば、本当の希望というものが定着していくのかなと思うのですけれどもね。そういうところに期待するしかないのではないかな、という思いですけれどもね。真っ向から、行政が使っている、行政のための協働だということだけは、これは払拭しなければいけないと思いますけれどもね。というのが私の率直な気持ちです。だからどちらかと言うと、ここまでかみ砕いてしまうことでいいのかなという、まあ若干……

(E 委員)

ここであえて無理して協働を新しい言葉に置き換えるということも、いいかどうかということはあるのですよね。まあこれはある程度新しい言葉というのはそうだと思うけれども、何年かするうちにどんどんマスコミで使われ一般に使われていくわけですね。例えばメリット・デメリットなんて言葉が、まあ全然関係ないけれどもあるのだけれども。うちの女房なんてメリットなんて最初わからなくて、「お父さん、メリッ

トって何」と、数年前、10年ぐらい前に言っていましたよ。そのうち洗剤か何かでメリットというのが出ているではないですか。そんなことを感じにして、段々とそういう言葉が世間一般的に使われるようになってくるとわかってくる、ということもあるから。あえてここで今すぐパッとわかるようなあれを見つけ出さなくてもいいのかなと。

17ページの趣旨に書いてあるとおりのので、ここをちょっと見ていただいていいかな。しばらくは広報するときに、「市民参加とは」とか「協働とは」とかという、ちょっと難しいわかりづらいことはコメントを振って解説して、みたいなことを繰り返していく必要はあるのかなと思いますけれどもね。そういうことを入れていけば、あえてここで何か難しい、せいぜいやっても「協議する協働」ぐらいかなと思うのですけれどもね。

(J 委員)

でもここまできちんと提案していただくと、はたと「ああ、なるほどな」と思うところは随分ありますからね。これは非常に私はありがたい話ですよ。

(G 委員)

普通にボランティア活動をしていまして、何か自然に助け合いということですよ。協働という意味合いが段々浸透してきていると思います、私たちの活動の中に。自分たちだけではできないというのは、みんな活動をしていく上で段々出てくるので、多分このままいって、その言葉はいつかは砕かれて、その人なりに解釈してくるのではないかなと思うのですけれども。

我々の仲間の中では、少しずつこんな言葉が出てくる。自分たちだけではできないことが多いから、やはりということで、そこに協働という言葉が使われるというのがあるので。あえて早く皆に浸透させようとすると、言葉の使い方が違ってくるのかなという気がするのですけれども。確かに自分のものにするまでには時間はかかるけれども。

(E 委員)

では提案者とすれば、せいぜい「協議する協働」くらいでいったらどうかなと思います。

(D 委員)

私はそれでいいと思います。

(C 委員)

そういう言葉は、新しくつくって全国的に広めたほうがいい。

(D 委員)

造語して、流山から発信してね。今までの協働とは違うんだよと言って。

(E 委員)

例えば、後で出てくる市民同士の、NPOと自治会の協働とかという場合でも、お互いに全然異質の人が手をつなげるのだから、やはり事前によほど、酒を飲まなくてもいいけど、話し合いをするという、協議するということがすごく大事。私も実際に幾つかやってみてね、非常に大事ですよ。特に市との関係は、まあ仕事もそれだけ複雑だという点もあるけれども、やはり事前に相当打ち合わせをして、侃侃諤諤やったほうがいいような気がしますね。

(委員長)

まあこれはちょっと私の意見なのですがけれども。協働という言葉自体が時代の変化と共に、使われ方とか意味合いとかが変わってきたと。協働という元々のといいますか昔からある範囲の理解のもとに広げてきたのが、どんどん新しくなることによってそこにいろんな意味合いが含まれてくるようになった、というような気がするのですね。そこにまだ皆がついていない。

だからこの協働という言葉を変えるというのは、また新しい言葉を出せばその概念を皆さん共通のものとするというのにも、これは大変なこ

とになるだろうと。これに代わる言葉があるかということ、実はやはり一番これがふさわしいから、今までどこでも使われているという気がすると思うのです。ですからこの協働について、例えば協議するというような意味合いが欠けているなという、これはもう皆さんと共通認識を持つと思いますので。この協働という言葉は今後使うときに、やはりそれが協議が大事なのだとか、それから助け合いということをやはり含んでいるということは、そこの文章の中で全部を協働に含ませるのではなくて、そこのところを意識しながらやはり使っていくことによって、協働という概念が皆がわかりやすいものになるのかなと思いますね。

今のところはとにかく、その協働というのを、ここの概念と、職員なり市民とやったときの概念にはズレがありますから、それはやはり補足しながらわかりやすく、そしてやがては皆の概念になる、というようなことなのではないかなと思ったのです。ですから今、Eさんのほうから「協議する協働」ということにあれしようということなのですが。では今使っている協働の言葉のところに、「協議する協働」というあれを全部置き換えて、かえって何かわからなくなるところが出てくるような気がして。

(J 委員)

タイトルはどうか、「6 協働の推進」のところ、「6 協議する協働の推進」と。

(D 委員)

だからそこに「協働」と書けばいいのではないですか。それで「基本原則」は、やはり「協議する協働」と書かないと。原則を書いて。それは変えないといけないと思いますよ。でも、それは変えたほうがいいと思うけれども。

(委員長)

具体的に、ここの、今は「協働の推進」になっていますよね。

(J 委員)

ですから、「協議する協働の推進」

(D 委員)

「基本原則」の協働も。

(委員長)

「趣旨」の頭のところの「協働」も、「協議する協働」ですか。

(D 委員)

そうそう、「趣旨」とか「基本原則」の協働ですよ。

(委員長)

そうすると受けとるほうからすると、「協議する協働」を逆に、協働のいろんな包含している意味合いの中でも、そこでもう「協議する」ということが強くなり過ぎてきます。そういう弊害は出てきませんか。

(J 委員)

でも、協働は協議するのでしょうか。

(D 委員)

協議がない協働なんてあり得ないですから。

(J 委員)

そこはそういうふうにこだわられてもいいのではないかと思いますけれどもね、逆に言うと。

(D 委員)

結局でもやはり変えないと、おかしくなるよね、全部変えていかないと。だってそうすると「協議する協働」と、ただの「協働」とあるのか、という話になるから。それはやはり全部「協議する協働」で、もうワンワードなのですよね。「協議する協働」というのは、不可分のものです

よ。それが1つの単語です。それを変えないと。

(C 委員)

でも、(1)と(2)だけ「協議する協働」で、あとは「協働の区分」
とかは「協働」をそのまま使ってもいいような気がするのですが。

(D 委員)

いや、2つの定義が出てくると思いますよ。違う概念が出てくる。

(I 委員)

そうになると、やはり協働の定義を始めにしっかりつくっておいたほう
がいいのかなとも思うのですよね。

(C 委員)

だからここで「協議する協働」を1つのワンワードと見るのか、協働
を修飾する言葉で見るのか。

(J 委員)

では定義の問題になってくるね、そうするとやはり。

(D 委員)

でも私はワンワードにしておかないと、それでそこに「協働」と出て
きたら、やはり「えっ、違うのですか」という。これは「協議する協働」、
これは普通の「協働」なのよねというふうに、すごく使い分けられます
から。

(C 委員)

だけれども、普通の「協働」はどうするのかという話がまた一方で出
てくるので。

(D 委員)

違うのですよ。普通の「協働」は、流山では「協議する協働」なので

すよ。それはもうすべて「協働」ということは「協議する協働」という言葉になってくるので。普通の「協働」なんてないのですよ。

(E 委員)

関谷先生が盛んに言っている「協議ということはすごく大事なんだ。それがあからこそ、いろんな良いメリットがいっぱい出てくる」と言っているので、そこで、ここに文章の中にすべてが「協議する協働」「協議する協働」と全部出てきたら、これはやはりすごくインパクト力があります、そういう面で。

(H 委員)

この助け合うとか補い合うというニュアンスがなくなってしまうのかなというの、ちょっと思う。協働というのは協議することだけかな、というふうにとらえる人もいるのかなという。

(D 委員)

協議するというのは、お互いに理解してコミュニケーションを図って、その結果助け合うわけだから。協議というのがスタートではないですか。協議なくして、いきなりは。個人と個人の助け合いは、別だと思うのですよ。これは組織と組織だから、どの部分を助け合うのかと、ちゃんとコミュニケーションを図って協議しておかないと。では市民団体のここが困っているから助け合いましょうね、というのではなくて。協議がなければ、助け合いもできないのですよ。協議と助け合いは、全然対立する問題ではないのですよ。

(E 委員)

いずれにしても、どういう言葉を使ってもそういう問題が起こるので、Hさんが言うようにね。それで、僕は17ページの一番上の(1)の「趣旨」のところで、ほぼ言い尽くしているのですよ、精神とはこうですよと。だからここはやはり読んでもらわないと、どの言葉を使っても、それこそグダグダと全部並べて協働にしないとだめになってしまうことなので。やはり言葉とするには、せいぜい「協議する」ぐらいをく

っつけるのが、ワンワードとしては最長かなと思うのだね。

(J 委員)

ちょっとね、今せっかくHさんが、「協議する協働」というのだと助け合うという言葉が消されてしまうのではないかと心配されたというので。Hさん、もう少し、どういうふうなイメージになりますかね、助け合うという言葉がなくなるというのは。

(H 委員)

「協議する協働」というふうになると、全然いいのですけれども、協働という意味合いが、協議だけになるのかなと思って。割と自分は協議という言葉がちょっと硬い感じがあって。

(C 委員)

字面をとらえられてしまうと、どうも協議することで、もうそれでいいのではないかととらえてしまう人もいるのではないか、ということでしょう。だから、それだったら私は「協議型協働」にしてしまっって、協議型だから後ろのほうまで入るように。

(D 委員)

ただ、「協議する」というのはどういうふうにとらえているのか、私はよくわからない。

(J 委員)

そこをよく聞いておかないと、自分たちだけの年代層でやってしまっって、やはり市民全体の域を考えたときに、Hさんの意見は貴重だと思うのですね、ものすごく。

(E 委員)

協議だけが協働に、みたいな形なのですね。そこはあるな。

(D 委員)

だけれども、協議ということ自体がどういう意味なのでしょうか、ということなのですね。

(I 委員)

協議、とらえ方によっては、悪い考え方だと、協議したからいいじゃんというような。僕はどちらかというところ、対等とかそういう言葉を、本当は何かうまく入れられないかなと思う。協働でもまあ対等なのでしょうけれども、やはり対等な関係でやるというようなのを、もうちょっとその意味合いを強くしたいなど。協議という意味合いがそこに入っているかは、ちょっと何ともわからないのですけれども。何か、対等な関係で進めて、というような。

(C 委員)

私のイメージは、協議するということは対等な関係で話し合うのかなと思っていますけれどもね。

(I 委員)

対等だとは思いますが。

(D 委員)

Hさんにちょっと伺いたいのですが。HさんとかGさんが、協議するというのがどういうイメージとして持っているのか、どういう経緯として、言葉として受けとめているのかなというのが、ちょっと私は聞きたいのですけれども。

(G 委員)

話し合っただけのことでは、というふうに切り口が、協議された結果。何か、共に努力するというのが抜けるみたいな気がするのです。

(D 委員)

アリの的に、もうこれは話し合ったのよね、お互いに相談したのよね、という話になるので。

(G 委員)

そういうイメージがすごく、私たちにあまり、そういうふうな話し合いというのは普通にあれして、ちょっとそれが強く感じてしまっ。でも今、言葉を分析すると、協力し合って働き動いていきましょう、働きましょうという言葉なのだから、やはり助け合いという言葉も入っているけれども。何か、「協議する」を前に持ってきてしまうと、すごくそちらにウェイトがいつてしまうような気がするのですよ。

(E 委員)

「協働」自体が協議することだ、みたいな。戦闘みたいなことに。そういうとらえ方もあるだろうなあ。

(委員長)

2 ページの「定義」の「協働」のところで、「市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいう。」ということ。私はどちらかということ、協働はこの活動というところが一番重きを置くところかと思うのですね。それで、これの中の協議というところを頭に持ってくると、後の目的共有、対等な立場の連携、協力して活動、ここの意味合いがちょっと薄らぐ可能性があるなと考えているということです。

(D 委員)

そういう意味合いでとられるかもしれない。では先ほど言った、私は「協議型協働」のほうが、もうちょっと少し、「協議する」というとそこだけが強調されるから、「協議型」のほうがカバーできやすいですね、言葉として。

少なくとも定義はここまで書いているし。それから、今まで多分、協働の中で活動はあったと思うのですね、協働して何か受けたとき。そこにその前の協議というものがものすごく抜けていて。もう何となく協議しないでも、「市民団体はこれしなさいよ」というような話があったよ

うな協働が多かった、という部分があるから。それを対等な立場に戻して、お互いに役割分担を認識しながら、役割をするときも話し合ひましょうというところの部分がなすぎたのではないかという、協働に対して。それをカバーする言葉として、だから、では協議型のほうがいいのではないですか、Eさん。

定義はしっかり書き込まれているわけだし、趣旨も前のところの言葉も書き込まれているわけだから。まあイメージとして受ける言葉ですよ、今度は。協議型協働と言ったほうが……

(E 委員)

ちょっとそこで堅苦しく難しく聞こえそうな気はするけれども。まあ協働自体の言葉が難しいということがあるのだから。それは先ほどGさんが言ったように、段々時間が解決してくれて、段々なじんできるといふことに期待して、一応は協議型協働でもいいかなとは思っているけれどもね。

(G 委員)

今、先ほどDさんがおっしゃったように、よくお互いがすることのほうに先に、今までそれが協働、話し合いがたりなかったというのは、事実いろんなことで行き違いができるのは話し合いがたりなかったのだから。それはあれだと思えるのですけれども。だからあまりその話し合いばかりを主張してしまうと、今度はやるほうが、動く、活動するほうがひけてしまうという気がするのです。

(E 委員)

そうするとね、「協議する」だとそうになってしまうから、「協議型」にすれば薄まるよね、大分それはね。

(I 委員)

僕は、ちょっとこれは使い慣れていない言葉なのであれなのですけれども。例えば「共助」とか、「助ける」という字を入れるとか。そうすると、まあ使い慣れていないのであれなのですけれども、「共に助ける」

というような字にするとか。何か、行動面で支えあうというようなところを。

(D 委員)

どこに入れますか。

(I 委員)

いや、わからない、「共助する」というとまたわかりにくい。

(D 委員)

「共助する協働」といったら、屋上屋みたいな。

(I 委員)

まあ同じようなことになってしまいますけれども。

(C 委員)

ほかの自治体ではね、この「協」ではなくて「共」を使う「共働」を使うところがあるのですね。

(D 委員)

それで今ね、共に創るという「共創」という言葉が出てきたのですよ。でも、ちょっといやらしいねという話も、横浜が共に創造していくという。ちょっといやらしいねと言って、我孫子の福島さんとちょっと話したこともあるのだけれども。

だから意外とね、自治体で思いを込めてつくっていつているわけですよ、言葉を。だから私は、流山は流山で、協議型協働でも、そういうふうにつくってしまって、まあいやらしいと批判を受けるか、硬いって批判を受けるかいろいろあるかもしれないけれども。オリジナリティとしてはいいのではないですか。

(J 委員)

それってあれではないですかね、民間企業でよく言うようなアイデン

ティティなのですよ。それはそれで必要なのかもわからないけれども、まあもう少し……

(D 委員)

「共創」はね、だからまあそれは別として。協働というものが意外ともう10年以上前から使い古されているから、より新しい、魂を込めたいというので、それぞれ模索はしているところがあるみたいで。でも「共助する協働」になったら、ちょっとこれはダブルになるかなという気がする。

(E 委員)

共助というのにな、自助、互助、共助、公助とあるのですよ、福祉の世界にな、ほかの世界にもあるのだけれども。自助というのは、自分でできることは自分でやりなさいと。そのほうが体にもいいよ、みたいなね。だから自立をうながそうと。互助というのは、隣同士で助け合いなさいというような、近所の人たちとの助け合い。共助というのは、介護保険制度みたいに、皆がお金を出し合って、国もお金を出して、皆で支え合おうというのが共助だね。公助というのは、生活保護世帯みたいに、公が面倒を見てあげるよ、みたいなね。そういうふうな使い分けをしている世界があるのだよね。

(委員長)

「共」という文字を使ったところに、共有から共働から共創という、共に有するから共に働く、そして共に創っていくという、この流れの中で使っているところもあるのですよ。でもそこで肝心なのは、実は協議のところ強調されるということは、今まであまりないのです。

(E 委員)

ここで今回、やはり協議というニュアンスをつけ加えたいというのは、かなりあるわけですよ。今まではあまりお話し合いもしないで、スタートにポーンと仕事を出すみたいな感じの、それで協働だ協働だ、みたいな。職員にも会ってね、「何かそうではないのだ」ということ、という

意見もあるので。そうなってくると、やはりどうしても先生が言うみたいに協議というのをね、話し合うというのを非常に重要視したいので。僕は「協議型」でいいのかもしれないね。硬いかもしれないけれども、「協議型」。そのほうが、Gさんが言うように「協議する」と言ってしまうと、「協議だけが協働」みたいに聞こえるという弊害が、「協議型」にしたほうがないと思う。

(J 委員)

それは、いいのではないですか。定義でもって活動というものが入っているわけだから、だから協議型協働、それだったらHさんの言っている、協議だけではないよと、アリバイで終わってしまうようなあれにもならないでしょうから。

(E 委員)

では「協議型」にしましょう。「協議型協働」の推進。

(D 委員)

それは全部に書かないと。言葉として全部に。

(J 委員)

流山市は、「協議型協働」と。

(D 委員)

「協議型協働」。「協働」ではなくて。元々協働の、コラボレーションの前は、「共に働く」だったのですよね。「共に同じ」というのがあって、「共に働く」になって、「協力して働く」というふうに、どんどん方角が変わってきているのですよね。それは新しい言葉だったはずなのだけれども、それはもう段々。

(I 委員)

この後に出てくるような、参加・協働推進委員会とかその辺りは、「協働」のままでもいいのですね。

(E 委員)

そこはそうですね。それも1つの言葉だから。固有名詞みたいな。

(D 委員)

でも、それでいいんだろうか。市民参加・協議型協働推進ではないですか、やはり。それはそういうふうにしないと、やはり協働というふうな別の言葉が出てきたら。これは別に1つの言葉ではないのですよ。だって、これはこれに基づいてつくっているわけだから。「市民参加・協議型協働推進のための環境づくり」にならないと、別の新しい協働になってしまうよ。「環境」と「組織」と、両方。

(E 委員)

こういう大きいところはそうだけれども。先ほど言った、固有名詞的な、市民協働提案制度とかというものはこれで1つの単語だから。ここにまた市民協議型協働提案制度というのもおかしい話でしょう。こういう場合は1つの固有名詞だから。提案制度、17ページの一番下。例えば、この市民協働提案制度というのがあるでしょう。この言葉を市民協議型協働提案制度にするわけですか。

(D 委員)

うん、協議型協働にしていけないといけないのではないですか。流山市で市民の提案で行う協議型協働でいいのではないですか。この「協働」は別に使ってしまうと、やはり定義をしていけないと思わないですか。

(E 委員)

だけれどもこの場合は、協働ではないのだよ。市民協働提案制度ということを言っているわけだから。このネーミング。

(D 委員)

ああ、この提案制度ね。では「イ」のほうよ、「市民の提案で行う「協

議型協働」」。ここはそうでしょう、変えなければいけないのは。

(E 委員)

ここはそう。こういう何とか制度とか、何とか委員会とかというのは、固有名詞でしょうと言っている。

(D 委員)

それはOK。下はOKで、上は変えないといけない。あとは直さない。もう固有名詞になっているのはあれだけけれども、あとは変えないといけないと思いますよね。そうすると大きなタイトルはもちろん、「市民参加・協議型協働推進のための環境づくり」で。では皆さんにこれはかかってくるのではないですか。全部かかってくるよ、これは。ではもう、事務局で全部一括で直してもらったほうがいい。ちょっと聞いてみないと。

(J 委員)

これはちょっともう1回、私も正直「協働」という言葉に私自身もまだまだよくわかっていないかなと思って。非常に低次元の発想からあれなのですけれどもね。要は本来、今の世の中で使われている協働という言葉そのものについて、一番大事なことは何なのですかといたら、定義の中に活動だということを行っていますよね。そういうことでこの協働という言葉を引きちんと定着させようということであって。なおかつ今ここで決める流山市民参加条例という中では、流山の協働という意味は協議型協働だ、という特徴点といいますかね、いわゆる流山として固有の協働というものを打ち出していると。そういうふうな理解になるのですかね。だから非常に整備をきちんとしておかないと、説明するにも何となく説明しにくくなるみたいかなと。

(E 委員)

どこに、この市民参加条例でいう協働とは、協議型の何とかかんとかで、したがって協議を大事にする協議型協働である、ということ定義か何かでボーンと言ってしまつて……

(D 委員)

だからここで、(キ)のところは「協働」ではなくて「協議型協働」と書かないと。定義から。

(E 委員)

そうではなくて、それもどこかでポーンとやっておけば、あとは全部「協働」だけでいけるのではないかなと。ここで言う「協働」は、と。

(D 委員)

いやいや、それはだめです。条文はすごく文言が大事になるから、それは「協議型協働」で。

(C 委員)

それをやると、先ほど言ったように「協働」にしておいて、定義をしっかりと書くということになる。

(D 委員)

書く形になるから、何もつくった意味がないので。それでここがまず「協議型協働」で。例えばここで反対に、「協働」の「趣旨」のところ、「協議型協働」のところ、あえて「協議型協働」とする」とここで書いてしまうのですよ。なぜその妙な言葉をつくったかと言われると困るから。「協働」の中で、最初の協議型協働の何とかと、Eさんの担当のところに、ここで協議型協働という言葉を使っていく意味というのを最初にポーンと書いてしまうのですよ。それを書かないと、やはり「なぜこんな言葉を使うのか」ということになるので。協働と違うのか、という話になるから、そこを書いていくということをしたらいいのではないですか。

(委員長)

文言を、全部を「協議型協働」に変えますと、これは皆さんが今日ここでは結論を出さずに、もう1度読み直してください。はっきり言って、

ここに書かれている「協働」と、ここで我々が使いたいことと、意味合いが相当に変わってくると思います。ですからそれはちょっとこの場では、この議論はここまでにして。

(D 委員)

いや、でもここでちゃんと「趣旨」のところを書いて。

(C 委員)

提案なのですけれども。次回は先生は来られますよね。一応、今この結論は、協議型協働にしたほうがいいのではないかとということで押さえておいて、先生が来たときにもう1回決をとって。その前提としてね、今の協働の定義というのは、何かまだ私ははっきりしないところがあるので。その協働の定義なので。流山市は、協働の何とか指針の中に、協働の定義をしていますよね。パートナーシップね。だから流山市がとらえている協働とは何か、それで我々がこの市民参加条例で織り込みたい協働、協議型とかいろいろありますよね。だからその違いによって、どうしたらいいかというのを考えたらどうですか。

(D 委員)

でも一応ね、協議型協働というのは先生のほうからもご提案があって、こちらのほうは整理ができていないので。そこをEさんにやはりこの協議型協働にするという趣旨をちゃんと次回に出していただいて、あとはずっと皆さんで読んでみて、ここを協議型協働に置き換えたらかかしいかという。ほぼ皆が少し自分のイメージを持って行って、それで疑問のあるところを具体的に出していったほうが。言葉としては先生のほうからのご提案がもう前回にあったわけですから、急にここで生まれたわけではないから。そこら辺で矛盾があるとか、ちょっとおかしいことがあるということをお自分たちで考えておいたほうが私はいいいと思います。

(C 委員)

今の協働の、流山市の協働の定義だけはちょっと知りたいなど。

(D 委員)

それは前に出ていましたよ。

(C 委員)

出ていましたか。それを含めて、ちょっと全体を整理して、そして
……

(J 委員)

そうですね、ここの2ページに書いてあるあれも今また読み直しても
ね、ここは非常にわかりやすいのだよね、とにかく、この時点で。これ
は非常にきちっとした定義で、私は……

(委員長)

でもこれは今の議論なしに、すっと読むと結構硬いというか。

(J 委員)

いやいや、きちっと網羅されているなと思いますけれども。

(D 委員)

だからこの定義が協議型協働になって、それが1個1個の中身がある
ということになるわけですよ、流山の場合は。それはまあ抽象的な、
すべてこれは市民参加だってそういえばすごく抽象的で。そういうこと
から言ったらわかりやすい言葉で書く必要があるときと、書けない部分
もあるとは思うのですけれどもね。

(委員長)

ここは難しいから、ほかよりは言葉がたくさん4行になっているので
すね。この議論は今日はここまでに。ただ、そういうことで、協働とい
うのは非常に大事な言葉なので、皆さんぜひそれを頭に置いてもう1度
振り返っていただきたいと思います。

休憩はよろしいですね、続けます。続きまして「市民参加・協働推進
の組織」の部分についてお願いします。

(C 委員)

次のページを説明しておきますと、前はコミュニティへの参加の推進、「地域のコミュニティ活動を支援し、必要な提言をコミュニティや行政へ行う」と書いてあったので、コミュニティ活動を支援することまではどうなのかなと。

(D 委員)

でも支援しないと、支援というのは自立して支援しなければ、サポートしなければというのはあるのではないですか。

(C 委員)

だから前の書き方からいうと、市民参加の状況とか書いてあったではないですか、(ア)とかね。それと同じように書いておいたほうがいいのかと思って。

(D 委員)

でも、行政が参加状況を把握し、評価しという。これは市民参加・協働推進委員会でしょう。そこで、ではこれをまた、私はちょっとそこは疑問だなと思ったので、あえて私は省きましたよね、反対に。コミュニティへの市民参加状況、協働推進委員会は支援することが大事であって、先ほどの第三者評価ではないけれども、評価し、その結果を公表するというのはどういうイメージだろう。

(C 委員)

ではそれは活動ははずしてしまっただけで、活動の支援とは別に組織があるという考えもあったし。とにかく、市民参加の状況をチェックする組織かなという思いで書いたのです。

(D 委員)

ただ、コミュニティへの市民参加状況はね、ここで参加・協働推進とかそこまでチェックするのかわからないのは、やはり参加・推進委員会をち

ゃんと議論したほうがいいと思いますよ。私としてはちょっと、先ほどの第三者評価があるのかないのか、まあそんなような形になっているわけで。それをまたもう1つ別の、これはかなりかつちりした組織をイメージしていますよね、参加・協働推進というのは。これはもうオーソライズされたものではないですか。

そこからね、そのコミュニティは、ではどうで、それで評価して結果を公表するというのは、ちょっとこれは第三者評価よりももったきついな話になるのではないですか。むしろ「支援し、必要な提言を行政やコミュニティに」というふうな形の、前のほうに戻していただいたら。

(C 委員)

活動の支援よりも、では「コミュニティへの市民参加の支援」にしてもらったらいいな、そこは。活動そのものの支援というのは、ちょっと違う。

(D 委員)

だって例えば財政的支援だと、講師を派遣するとか。

(C 委員)

それをここがやるのですか。そこはちょっと意見が違う。

(D 委員)

まあ行政がやるわけでしょうけれども。

(C 委員)

それは全市コミュニティ推進委員会というのがあるから。

(D 委員)

そうしたら、私は、悪いですけどもその全市コミュニティ推進委員会というのは、全く私にとってはなじみがないしわからないものなので。ではそこは省くのだったらもう省いてしまったほうがいいですよ。それがあるのだったら、それでやめてしまったほうがいいですよ。

全くそのコミュニティに対して、参加・推進委員会を前はどうやって、「活動を支援し」何とか、何て書いてあったのですかね。

(C 委員)

「地域のコミュニティ活動を支援し、必要な提言をコミュニティや行政に行う」と。

(D 委員)

ではそうしたら、その活動を支援するというのはほかのところであるのだったら、その「必要な提言を行政やコミュニティに対して行う」ぐらいにしておいたらいいのではないですか。

(J 委員)

ちょっとすみません、今ので何となく入りきれなくなってきたのだけれども。今のは23ページの話でしょう、(エ)、アンダーラインを引いているところですよ。これは、要するに市民参加・協働推進の組織の中の、その市民参加・協働推進委員会でやるべきことの中の1つとして、「コミュニティへの市民参加状況を把握、評価し」という部分になると、これは協働ということではなくして、コミュニティへ参加している状況を把握するということですか、これは。

(D 委員)

そういうことです。

(C 委員)

結局ね、「イ 役割」の中に(ア)があるではないですか。「市民参加・協働の実施状況を把握」、だからこの中に包含されるのだったら、別にこれは要らないのでは。

(D 委員)

それと、コミュニティへの市民参加状況をね、はっきり言って、把握、評価することの必要性というのは、私は、基本的に包含されるという、

(ア) のところに包含されるというよりも、「コミュニティへの市民参加状況を把握、評価し、その結果を公表する」こと自体が、私は疑問だと思っていますので。そのことは(ア)のところでは包含させているつもりはないですし、(エ)のところではそれを入れる必要性も、ちょっと私はわからない。

(J 委員)

その、コミュニティへの市民参加というのは、コミュニティというのはいろんなコミュニティがありますよね。そのコミュニティに対して市民が参加している状況を把握するという把握の仕方というのが、現実的にできるのかなというふうに、ふっと思ったのですよ。そこでちょっと私は、この(エ)の部分がちょっと今「あれっ」と思って、気になったのですけれどもね。

(D 委員)

でもそれは自己申告で、「市民参加はどうですか」と聞けばわかる話ではないですか。

(J 委員)

それはどういう意味ですか、市民に聞くのですか。

(D 委員)

そのコミュニティに聞いていくわけではないですか、その市民参加状況を把握するということは。

(C 委員)

根本的にね、5章「コミュニティへの市民参加」で入れたではないですか。それは何もこの市民協働の中のをやらないのですか、ということをお願いしたいわけ。

(D 委員)

だから、必要な提言をコミュニティや行政に行うぐらいで、把握でき

るかどうかという方法論ではなくて、一体その参加・協働推進委員会とは言っているけれども、コミュニティに対してその協働推進委員会が、そんなふうに市民自治参加状況を把握したりチェックしたりしなければいけないのかというのは、先ほどの第三者評価とちょっとかぶるところがありますよね。このオーソライズされた、こんなすごい委員会が、そこをコミュニティに介在してチェックするということは、かなりこれは両刃の剣みたいなのところがあって。

(E 委員)

前からの流れを見ると、前回ここに全市コミュニティ参加推進委員会というのがあったのだよね。それを止めにして、その中の役割の1つがここにポーンと入ってきているのです。それが入ってきているわけ。だから、ちょっと私はこの推進、Dさんが言っているのとほぼ同じなのだけれども、全市コミュニティ参加推進委員会がやるのならいいのだよ、やるのならね。その上の市民参加・協働推進委員会の機能として、役割として、これをやる意味がありますか、必要性がありますかというのは、確かに疑問に感じているのだよね。

(C 委員)

でも条例の構成上、コミュニティへの市民参加を入れたということは、それも何かやらなければいけないでしょう。

(D 委員)

だけれどもそれは参加状況を把握しなくても、必要な提言をコミュニティに対して行うということでもいいのではないですか、推進委員会が。

(C 委員)

まあ、それでもいいですよ。

(D 委員)

その参加状況、例えばこの(ア)「市民参加・協働の実施状況を把握、評価し、どう改善されたかをチェックし」、これは、(ア)のところは、

対象を行政というふうにする、行政に対してはこれは当たり前の話なのだけれども。チェック機関だから。でもコミュニティに対して、ここまでのチェック機関としてやらなければいけないのですかというのは、やはりそれは1つ1つ機能として考えなければいけないので。無いのがおかしいというのではなくて、そういう機関の機能として個々に考えていくべきだと思うのですよ。

(J 委員)

ちょっと心配なのは、大前提の趣旨でもって、いわゆる権利はわかるのですけれども、参加しないことの権利というのも認めなければいけない、というあれもありますよね。そこがあるにも関わらず、参加状況を見ていくということになると、何かちょっとバッティングしないかなというふうに、そう感じるのですね。そのところでちょっと私は引っかかっているのです。だからここで「えっ」と思ったのは、把握するという把握の仕方もあるし、評価するとなると、そこまで評価してしまうというのもいいのかなと。

(E 委員)

私もそうかもわからないのだけれども。あえてちょっと言えばね、やはり行政と議会というのは、我々の税金で、ある意味では信託して任せてやってもらっているわけですね。ところがコミュニティ活動とか自治会活動というのは、そういう関係では現実にはないわけです。そこに同じような思想を持ち込んでくると、ちょっと無理があるのかなというのが原点にあるのではないかな。だからどうしてもそういう意味では、まあ難しく言わないからそういうのは言わないけれども、市民参加条例の中にコミュニティ参加というところが入ってきたために、そういう問題がいろいろどうしても見れてしまうのかなというところがある。

(D 委員)

だからそこは最小限にとどめておいて、この部分は、そういうチェック機関があるから、チェック機関を機能させてコミュニティに働かせるというのは、ちょっと危ないです。現実問題としては対象と、機関

は違いますよね、コミュニティと行政とか議会というのとは、機関の性格が全然違う。コミュニティは機関ではないから、機関であるような部分もあるのだけれども、それは違いますよね。ちょっとこれは。

(C 委員)

私は純粹に、条文の中に入っているものは対象にすべきかな、という意味でやっていますけれども。

(J 委員)

私の理解は、協働推進という形だから。協働することに対してどこまで参加しているかということわかりますよ、そこはこの条例に基づいてやはりチェックしなければいけないだろうと思うのですけれども。

(D 委員)

だからコミュニティが行政と協働するような部分は推進していいけれども、コミュニティそのものを評価したりチェックするというのは、ちょっと違うかなと。Cさん、いかがですか、その辺は。

(C 委員)

ここは、先ほどのコミュニティの何とか推進委員会をもう削除するというので、こちらは考えていたから。その機能の一部を、ここにうたう。だから、確かに評価は先ほどの議論でいくときつよいよということになればね、状況を把握するのとか、もしくは全部切ってしまうって、「市民参加について必要な提言を行政やコミュニティに対し行います」ぐらいの。

(D 委員)

市民参加というより、市民参加・協議型協働だか何か知らないけれども、それは協働というのはつまりコミュニティが行政と協働することもあるわけではないですか。だから「市民参加・協議型協働について必要な提言をコミュニティに対して行う」という。

(C 委員)

だから (ア) の中に含まれているのであれば、別に。

(D 委員)

それは違いますよ、含んではまずいのですよ。「実施状況を把握、評価し」というのは、それはまずいから。だから (エ) のところに、前はこういうふうに書いてあるわけだから。コミュニティということだけを1つ書いているわけですから、ここを変えていけばいいわけで。だからそうすると、コミュニティへ……

(C 委員)

その「状況を把握し、云々」は消して構わないですよ。

(D 委員)

「コミュニティへの市民参加について必要な提言を行う」というぐらいにするのですか。「コミュニティへの市民参加について」、協働も入れるのなら協働も入れるとして、市民参加・何とか協働を入れて、「協働について必要な提言を行います」で。だから「ついでに必要な提言を」、行政についても言わなければいけないから、「行政やコミュニティに対しても」でいいのではないですか、コミュニティのことだから。直接コミュニティにも言えるけれども、ということ。

(委員長)

ここはコミュニティ関連でCさんからは提案があつて。ここは「組織」ですから、この (エ) のところはDさんのほうで、今の話を受けて文章にするということをお願いします。

(D 委員)

わかりました。ではそれでいいですね。

(I 委員)

あとすみません、僕のほうで「推進のための環境づくり」について、前回のやつで2つだけ入れたので、それだけ簡単に。21ページの下線部のところなのですけれども。(ウ)のところを追加しまして、「人材の育成」のところ、小学校とか中学校とかそういうのを入れるのはあれだったので、「行政は、特に若年層に対しての育成の機会を積極的に設けるようにする。」というようなものを入れました。

あと「拠点づくり」として、これもあったのですけれども、市民活動センターは(イ)のほうで入っていますので、(ア)のほうで「コミュニティが学校の空き教室や商店街の空き店舗や企業の施設」というのを追加で入れました。ここだけお願いします。

(D 委員)

すみません、そこでもう1つ何かなかったかな。行政と学びの場を共有していくとか。あるいはここで、市民のアンケートの中で、まちづくり創生塾のところ、市民同士の学びの場をつくっていくとかね。あるいは行政の職員との学びの場を共有する場を一緒につくっていくというふうな、そういう言葉は入らないかしらね。その「拠点づくり」というふうに、それが入るといえば入るかもしれないけれども。

(E 委員)

今のはどちらかというと、人の育成だよな、人材ね。創生塾みたいな、ああいうのは人材育成でしょう。それはちょっと欲しいよね、あったほうがいい。

(D 委員)

市民同士の学びの場と、あとは行政の職員と市民同士の学び合う場を共有していくとかね、その辺が入らないかな。

(I 委員)

わかりました。「エ 活動・事業の支援として」のところですかね、入るとすれば。22ページの。

(D 委員)

活動・事業の支援、違うよね。だからやはり人材育成だよ。そういう市民がどんどん増えていきたいと思いますということだから。

(E 委員)

そういう市民レベル、意識レベルをあげていきたいと思いますということだから、人材育成ですよ。人材育成、交流の場。

(D 委員)

人材育成も、市民同士の学びの場、交流の場であって。交流というより学びのほうが、私はやはりちょっと、まあ言葉の使い方でそれは。

それと、行政と市民が共有して学んでいくというふうなね。行政の職員と一緒に市民が学ぶ場を共有していくというふうなね。それがまちづくり創生塾みたいなのところなので。そういうものをイメージしたものを1つ。やはり人材の育成かな。

(I 委員)

これは、何か名称は入れなくていいですね、ここにあるような。名称は要らないですね。

(D 委員)

名称は要らないです。これはなくなっている、過去のものだから。市民同士と、市民と職員の学びの場をつくると。その辺を(ア)(イ)(ウ)の次に(エ)に入れるとか。それでいいのではないですか。1つ入れてほしいです。

(C 委員)

この若年層というのは、どれくらいの年齢層ですか。

(I 委員)

子どもから。ただ僕のイメージとしては、中学生とか高校生までぐら

い、というようなイメージ。そこから下というようなイメージ。

(D 委員)

小学生だっていいわけですから。若年層という言い方が。若者のほうが・・・、若年層というかどうかというイメージとなりますか、言葉として。

(I 委員)

人によっては二十歳とか、30代の初めというイメージ。

(D 委員)

そうですね。私なんかは若い世代というイメージで。これはこれでいいけれども、「子どもから若年層」というのはあれかな。

(E 委員)

これはちょっと誤植かな、21ページの一番最後の行、「携わる市民等
のよるべとなり」という言葉が、ちょっとよくわからないのだけれども。

(D 委員)

よるべというのは拠点みたいな、「よるべとなり」という言葉、あえて誰かが使ったのではないかと思うけれども。ちょっとこれは、なじまないと思うよ。「よりどころ」みたいなものなのだけれども、ちょっとなじまないかなと思いますけれども。

(委員長)

ここの全体については、これはAさんがあれで、Iさんが今、文章のあれをしたわけですね。(ウ)を入れたということですね。ですからこれは全体の話はここで、次回ですね、ここの部分はきちんとあれしませんので。

(I 委員)

わかりました。ではこれだけは。「よるべ」は「よりどころ」に直して

おきます。

(委員長)

はい。では時間がない中で、残されているのは前文、総則、このところが残されております。特に前文の部分は、今まで1度ちょっと渡しましたけれども、先生のあれを受けてきちんとした形で議論はしておりません。実は今日話し合われました協働ということについては、これは前文の中にそれをきちんと取り込んで、定義とは別個に位置づけてくれることかなと思います。

1 ページの中で、今までと今回で変わっているところというのは、下線部分がありますけれども。まず6行目のところに、今まで自治基本条例というのを入れておいたのですが。まあ議会对策ということでもないですけれども、去年4月にやはりこれは議会基本条例というものも施行されていますので、ここにも市民参加ということの精神が入っておりますので、ここに議会基本条例を入れたということと。

それから、今まで改めて関谷先生の文章、いろんな指摘を読み直す中で、「市民自治のまちづくりを正面にとらえて進めている先進的な条例」という表現を入れたのと。その次の「市民参加条例は、この自治基本条例で制定を定められ、自治基本条例に描かれていることを具体的に表現していく条例です。」というようなものにしております。

その後の文章の流れは、ちょっとまだ私自身うまくいっていないのですけれども。そして市民参加として、今までにない市民参加のとらえ方をしているということで、この市民参加の場を、行政活動の場、議会活動、そしてコミュニティ活動の市民の活動の場も、これは市民活動としてとらえている。さらには機会についても、今までの市民参加、他市で見られる市民参加のようにそのPDCAだけではなくて、課題発見段階も含んでいるのだということ。

そしてその参加主体、まあこれは特にあれですけれども。そして2つ目としては実効性を考慮しています、ということです。そして最後に、やはりこの条例は「行政職員、議員、そして市民一人一人が積極的に活用し」ということで、このことを期待する条例ですというようなものを書いております。

今日はこれについてこの場で議論ではなくて、時間もありますので、こういった形のものになっているということで、最初にお話ししましたように、個々の言葉使いも大事なのですけれども、「やはりこれは抜けている」あるいは「ここは全体と違う」、そういったようなところを指摘していただいて、変えていきたいと思います。

そして次の総則になりますけれども、総則のところでも今まで出したものと変えておりますのは、「参加」と「協働」のところでも表現を変えております。なおこれは「参加」のところでも、「市又は議会による制作」、これは「政策」に変えてください。そしてここでコミュニティのことについて、このコミュニティと地域コミュニティ、前回コミュニティのところでも議論されていましてけれども、あえて地域コミュニティをはずしていますが。そこをどう表現するかということも、現在ちょっとどうしようかと思っております。

基本原則については、ここに書かれていることで十分かどうかということも、ご指摘をお願いしたいと思います。ですからこれをもう1度、ここまで事務局のほうでまとめた形になっておりますので、皆さんの担当のところではなくて、むしろ担当のところは置いておいて、ほかの人が分担したところを十分目を通していただいて。さらにつけ加えるところ、見落としがないかどうか。それから全体の流れの整合性のところで、このところは少しこうしたほうがいいのではないかと。そういったことを次回24日に関谷先生の参加のもとにやっていきたいと思っております。特にこの私のほうで担当しました前文、総則、定義については、今まであまり議論しておりませんので、次回はできるだけといいますか、この部分をやっていきたいと思っております。

そういうことで、この進め方、それから最初に申し上げたような今後の考え方につきまして、これだけは言うておこうということがありましたら。

(J 委員)

前文のところでも2点気になったことがあるのは、1つは一番最初のところなのですからね。「地域が独自の運営をしていくように切り替えました。」という、この地域分権改革のところですね、相当強すぎな

いかという気持ちがあるのですね。少なくとも国と自治体と同じだという、均等だ、対等だというのですかね、そういうふうにしたはずなのですよ。そこから今いろんな問題がありますよね、交付金の問題だとか税財政の問題だとか。そんなことで今検討しているような段階なのに、独自の運営をするというのだと、いいのかな、ちょっと強すぎないかというのが、ちょっと心配なのです。

だから逆にここは、国と地方とがある意味では対等の関係になってきたというか、そのような趣旨の表現というのはできないものかなと。

(委員長)

わかりました。これはちょっと私も実は気になっている部分だ。

(J 委員)

ちょっと、どぎついなという印象があったので。それから一番最後のところ。ここは順番なのですけれども、最後の結びのところが一番大事ですから。「市民一人一人と行政職員、議員がこの条例を積極的に活用したい」と。行政職員のためにつくったみたいに、最後の結び部分になってしまうので。「市民一人一人が」というところでスタートしたほうがいいのではないかと。

(委員長)

実は今まで市民参加条例、自治基本条例もそうなのですけれども、先生の言葉の中にもあるのですが、やはり市の職員の意識改革というのが非常に大事だということが頭にありましたので、ここであれしましたけれども。まあ、お申出のとおり別の形でというふうに、それを変えます。

(E 委員)

ちょっと1つだけ。真ん中辺りの、先ほど飛ばした部分ですが。「流山市は、緑のまちづくりをはじめ様々な市民活動が行われています。地域の課題を市民が行政と協働し、参加し、考え、解決し、流山をさらに「住んで良かった、ずっと住みたいまち」とするべく取り組んでいま

す。」と。その後、「ここに市民参加の原則を定め」とくると、何か唐突なので、ここにつながが要るのではないかなと。それで例えばですね、「そこで、さらにそれを推進するために、ここに市民参加の原則を定め、参加条例を定めます」というような、何かつながが要るのではないかなと。

(委員長)

ありがとうございました。先ほどちょっと表現を先にしましたけれども、ちょっと流れの中で自分自身も…。はい。ありがとうございました。

(D委員)

先ほどJさんがおっしゃった、地域独自というのは強すぎるのではないかとされたけれども、国と地方が対等になったということは法律的に対等なのだけれども。ただ、その地域のニーズに合った地域独自というか、言葉の使い方としてね、地域が地域のニーズに合ったものを生み出していくというところは、やはり多少出したほうがいい思うのですよね。対等になったというのは法律的な対等なのだけれども、ではその中身はどうしていくのかといたら、地域性をすごく出していかなければいけないわけではないですか。

その中身のところで、対等になったというのは、もう平成12年というのは、私は書き方は、文言を言っではいけないよと言ったけれどもね、もう平成12年なんて古いのだから、「もう今は地方分権改革以降」とかもうその辺で。ついこの間にできているわけではなくて、もう地方分権改革以降なんていうのはほとんどもう。ある意味では中身は浸透していないけれども、言葉としては浸透しているのだから、そういう年代は取ってしまって。それで「対等になり、これから地域独自」というか、「独自」という言葉を変えて、「地域の主体」か「地域性を市民ニーズに合った地域のものを生み出していくようになっていかなければならない」か、なっていくということもあって、自治基本条例が生まれ、市民参加条例が生まれているわけだから。その辺をどういうふうに表現するかは、私もよくわからないのですが。その辺が、その後ろのほうの市民

参加条例、自治基本条例にくつつくような形の書き方にちょっとしていただくといいかんと思うのですよ。

(J 委員)

そこは異存はありません。私は、運営という言葉のことを言ったので、そこなのです。

(E 委員)

地域主体の運営をしていくようにと。独自の運営というのが問題あるのでしょうか。だから「地域主体の運営をしていくように切り替えました」というようにすれば。

(D 委員)

でも「画一的運営を改め独自の運営を」というのは言葉としてちょっとこなれないから、もうちょっとそれは。ちょっと今はわかりませんが。

(J 委員)

もう少しシビアに考えると、その自治体といっても、まだ県の域なのですよね。では流山市にまで直接そういうことが国が通したからといって来ているかといって、逆にそんなこと言って、では本当に市がそこまで勇躍して対等関係をもってバーッと独自の運営をして、素晴らしいパワーを持っているのかというふうに思われてしまうのも、少し早すぎたという気持ちも若干ありそうかなと思ったのですね。そういう意味で言ったので、別にDさんが今言われたような趣旨についても決して異存はありません。

(委員長)

わかりました。今皆さんの御意見をあれししながら、次回は、それは新しくして、もう1度皆さんに提案させていただきます。では事務局のほうから何かありますか。

(J 委員)

すみません、その前にもう1つ。今日テーマになっていませんけれども、ちょっと気になっていることが1つあるのですよ。まちづくり条例との関係というのがね。それをたしか議会でも触れているはずですよ。これは我々委員会の中では、特にそのことについては何も意識しなくていいのかなと。あくまでも行政がそれは騒ぐ話なのか。条例との関係を、この市民参加条例委員会との、先ほどのあれではないですけども連携というか、その辺についてのあれは、ちょっと私が今気になったのですが、どうなのですか。

(兼子コミュニティ課長)

今、J委員からのお話なのですけれども。都市計画のほうでやはり同じようにまちづくり条例制定に向けて、同じような、この時期的にやっております。近々に、議員さんの皆様方と向こうの委員の皆様方とで、勉強会の場を設けることになっているのが今あります。ちょっと時期的にはちょっとつめがまだできていないのですけれども。

(D 委員)

サロンがある。あれは条例の中身そのものについてのサロンはあるのだけれども。

(兼子コミュニティ課長)

そうですね、だから大きな違いというのは、ハードの面とソフトの面という考えが大きな違いなのですけれども。向こうはまちづくりの景観みたいな形とか開発とか、そちらのほうの条例なのです。我々が今やっているのは、市民参加という形のまちづくりのちょっと絡んでいくのかなというところがあります。その辺も向こうの委員の、時期的にもう少しお時間をいただきながら、場の提供をしたいなと思っております。

(D 委員)

お互いに勉強会をしようという……

(兼子コミュニティ課長)

お互いにまあ意見交換ではないのだけれども、何だろう、バッティングするところも多少あるのかもしれない。なぜそれをやるのかというと、市民の方のまちづくりって、全部同じ共通の認識もあるのですよ。

(D 委員)

それは全く誤解されていて、すごく。傍聴に来ている人にも、ちょっとすごく言われるのだけれども。まちづくり、まちづくりになってしまっているから、その辺はちょっとあるのですが。

ただ、向こうのほうは最初からファシリテーターの野口さんが、すごくこちらの市民参加条例もできつつあるからということ意識して。だからまちづくりに市民参加をどんどん入れていきたいという趣旨はすごくあるのだけれども。意見交換をするのですか。

(兼子コミュニティ課長)

まあ意見交換というか、どういう進行状況でどんな形のものというのを、多分。

(D 委員)

どういうふうに市民参加を担保されるのかというのを、彼らはすごく気にしているわけです。つまり、まちづくりに市民参加をすごく入れたい。ファシリテーターは、すごくまちづくりに市民参加を、都市計画のほうにもまちづくりに、市民参加を入れたいのだと思うのですね。それでその辺でこの辺のまちづくり、市民参加がどこまで担保されているのかを知りたいのかなというのは、何となくわかったような…わかった。その辺をすごく期待されているのですよ。

(委員長)

まちづくり条例という言葉使いは、我々も主張したいところがある。でもそれは遅れると、今回の22日ですか、イベントをここはやりませよ、つまり既成事実がもうどんどんできて、もうこちらのほうとしてはまちづくり条例的な言葉はもう手が出せないものになるというのは、

非常に困るなど。

(D 委員)

どういことですか。その市民参加・協働何とか条例ではなくて、まちづくり条例にしていこうと、この会は思っているわけですか。

(委員長)

いえ、そうではなくて。

(E 委員)

向こうがまちづくり条例をつくらうとしているわけ。

(D 委員)

いや、だからそれは全然問題には。なぜですか、先とか後とかというのはどういう意味ですか、よくわからない。

(E 委員)

こちらから、まちづくり条例についても何か御意見があるのではないかという。それを言うには、段々手遅れになっていってしまうよと、そういう意味だね。

私はね、まちづくり条例の名前を変えてもらいたいのだよね、名前を。あれは「まちなみづくり」ですよ。都市計画法だもの、まちづくりではないですよ。

中身を見てね、本人たちに言ったの。市の職員さんにも。そうしたら「あっ」と気がついて、「そういう視点があるのですか。私たちは簡単にまちづくりと思っていたけれども」。ではまちづくりだったら、子育てとか福祉とか健康とか高齢者福祉とか、そういうものが全部入るのではないですかと言ったら、「ああ、そういう視点が抜けていました」と言うの。それではまちなみづくりだろうと言ったら、「そうですね」と言ったの。

まちづくりというのは、もっと広範囲ですよ。チラシを見ても、一言も福祉なんて入っていないから。教育も入っていないよ、子育ても入っ

ていない。

(D 委員)

だって福祉に優しいまちなみづくりをしているではないですか。

(E 委員)

まちなみだというの。あれは景観なのです。景観条例です。

(委員長)

ということで、とにかく、はい。

(兼子コミュニティ課長)

今の話もあるので、1回、意見交換ではないですけども、

(C 委員)

議会との意見交換というのは、なくなったのですね。

(兼子コミュニティ課長)

議会のほうは、時期的にちょっと無理なのです、今。なかなかとれないので、それで皆様の提言をいただいて、報告という形をとらせていただきます。

(委員長)

選挙のタイミングをあれしてですね。

(E 委員)

兼子課長。議会から、こういう段々進んできている状況を議会のほうも漏れ聞いていると思うのだけれども、そういうのを聞いて何か「俺たちも言いたい」とか「言いたくない」とか何とかという……

(兼子コミュニティ課長)

今のところ、その辺もよくわかりません。

(委員長)

はい、ほかに何かありませんか。

(J 委員)

それともう1つ、最後に。先ほど委員長に言われたように、次回に全体を通して、ほかの人の部分もと言われたので。その際に私もちょっと気になっているのは、文章の表現の中の整合性というか、表現の仕方がちょっと。「ですます」と、断定と、言い切りと。そういうところも直してきてもいいということですね。そこは合わせるべきではないかなと思っていましたので。

(委員長)

はい、そうですね。

(D 委員)

でもそこまでしたら、そこまでやってしまうのですか。内容的にやっ
てしまってから、最後の最後でその「ですます」とか「である」調とい
うのは、最後でも。

(J 委員)

それでもいいですよ。そういうことは必要ですよ、ということ。

(D 委員)

もちろん必要だけれども。そこまでいきますか、というより内容的な、
先ほどの「よるべ」とかそういうのは、もちろん「なじまないよね」の
言葉でいいのだけれども。「ですます」とか何かまでは。まあそこまで
できるより、むしろ内容的なものをもう1度確認したほうが。そのほう
が先かなと思うのですよ。関谷先生が次回いらっしゃるから、反対に。

(E 委員)

要するに我々の使命は、条文を出すにあたって、こういう精神とか、

こういうことを入れてほしいということを提言するわけでしょう。ただそれは、「ですます」であろうが「である」であろうが何でもいから、その趣旨が伝わればいいことであって。

(J 委員)

ただ私は、市長に出す提言書と言ったから、それはある程度、ねえ。

(E 委員)

それはするけれどもね、あまりそこは気にしなくても。中身のほうが問題だから。

(J 委員)

もちろんそうですよ、それはステップの問題なのですけれども。ちょっともう1つは、今私は思っているのだけれども、これはどこまででは自分がもう少し加筆できるかというのは、解説めいたものももう少し入れておいたほうがいいのかなど。解説は全然効力がないということはも関谷先生もおっしゃっているのだけれども。でも一々また「これについては、あれについては」というふうな、また解説をできるだけいろんな機会でもって直接言葉で言うよりは、こういう背景というか、こういうことも考えているのですよというのは、僕は入れておいたほうがいいのかなど。それを次回までに、24日までに。

(D 委員)

解説も、もしかして「このところに、こうだ」という解説を、入れたい人は入れたらどうなのですか。入れなくてもいい、ここで表現しきれているということがある場合は、別に入れなくてもいい。ちょっとこの文章だけでは表現しきれないときには、解説をちょっとコメントして。その下に別紙にしないで、もう一緒に入れておいてもらって。

(J 委員)

最終的にカットするかどうかは別としても。

(D 委員)

そう、あとは体裁をどうするかは別として、とりあえず入れておいて。とりあえずは、そういうふうにしたら。

(委員長)

我々から手離れしたときに、市長が読んで、やはり同じレベルの理解をしてほしいし。さらにその先のいわゆる条文化するときに、やはりきちんとこれはわかってほしいという部分については、解説というのを表現で入れておいたほうが、そちらのほうがいいのではないかと私は思います。皆さん、あるいはこれは事務局は、提案の内容をどういうふうに、そういったような解説的なことをあわせてやるということには問題ないと。

(兼子コミュニティ課長)

そうです。

(委員長)

ということで、皆さんも、ぜひこれは解説しておいたほうがいいという……

(C 委員)

それはいいけれども、この意思統一をするのかどうか、その解説部分についてね。

(J 委員)

だからそのことがありますから、もちろんそこで皆さんの御意見をあれした上で、提言書の中に入るかどうかは別ですよ、それはね。それはそれでいいと思います。

(D 委員)

でも解説のほうが高くなったりすると、もうとても読めなくなってしまうし。

(J 委員)

そうそう、だからそういう意味ではあの中に入れてしまうと、かえって見にくくなってしまふかなという。そうすると別に用意しないといけないのかなと思ってみたりとかね。

(D 委員)

私のところだと、もう解説はいいかなと簡単に思ったりしているのですよね。

(J 委員)

なるほど、私のところは逆に少し必要なのかなと思って。だからそれがちょっと気になっているところがあるので。

(D 委員)

だからそれぞれでちょっと今気になっているところをやるというので。

(委員長)

この今の議論を参考に、皆さんで考えて出していただいて。場合によっては「いや、ちょっと長すぎる」とか、「もう少しこうしたら」というあれになるかもわかりません。時間との関係もありますけれども。基本的には、こうしたほうが良いというものについては、解説という形になるかどうかも考えて。

(D 委員)

解説のついでしているところ、ついていないところがあったって、それは別にいいですよ。それはそれぞれのところで書く人は書いたらよいですね。

(委員長)

ほかに何か御意見、御要望ないですか。特になければ、それでは次回が24日、再来週の月曜日、夜7時からということで、関谷先生も参加

でということで。どうもありがとうございました。

(兼子コミュニティ課長)

次回の会議室は304です。

(閉 会)